

DYJHグループの皆さまへ

2025

保険期間1年更新型

DYJHグループ保険のご案内

病 気

ケ ガ

賠 償

就業障害

に備える保険です

[保険期間] 2025年6月1日16時から2026年6月1日16時までの1年間

この保険は福利厚生制度の一環です

団体総合生活補償保険(MS&AD型)・団体長期障害所得補償保険

POINT1

ウイルス感染による入院も
補償対象

※病気とケガ補償プランの場合

POINT2

グループ
団体割引 **10%** 適用

●前年度ご加入いただいた被保険者の人数等によって割増引率が適用されます。

POINT3

ネットで簡単にお手続きができます。

次のいずれかに該当する場合にはお手続きが必要です
ご確認ください。

- ・この保険制度に新規加入される場合
- ・既にご加入の内容を変更してご継続される場合(被保険者の変更、
補償内容の変更 など)
- ・既にご加入されているがご継続されない場合

Webの場合は
こちら



アクセスコード:
dyjh2025

申込期限 2025年5月15日(木)

本パンフレットとあわせ、引受保険会社ホームページに掲載の「団体総合生活補償保険(MS&AD型) パンフレット別冊」「団体長期障害所得補償保険(GLTD) パンフレット別冊」を必ずご確認ください。アクセス方法は、本パンフレット10ページをご覧ください。

[代理店・扱者] 株式会社ピーインシュアランス
株式会社ダイナムジャパンホールディングス

保険期間
1年更新型

DYJHグループ保険

団体総合生活補償保険
(MS&AD型)
団体長期障害所得補償保険

DYJHグループを支える社員とご家族の皆さまの生活に関わるさまざまな危険(病気・ケガ・損害賠償事故等)を補償する団体総合生活補償保険(MS&AD型)、病気やケガで働けなくなったときに備える団体長期障害所得補償保険をおすすめします。
団体総合生活補償保険(MS&AD型)にはご家族の皆さまもご加入いただけます。皆さまのライフスタイルに合わせ必要な補償をご選択ください。

ライフスタイルに合わせて選べる!補償内容の特長

基本コース2種類のプランからひとつ、さらにオプションコース6種類の中から好きなセットを選び、組み合わせてご加入いただけます。

※長期収入ガード(オプションのC1・C2セット)はオプションのみでご加入いただけます。

※三大疾病セット(オプションのDセット)は基本コース「病気とケガ補償プラン(Aセット)」にご加入された方のみ加入できます。

補償内容の詳しい説明は次のページへ

基本コース

病気(Aセット)や日常生活でおこる偶発の事故、災害にも備えます!

病気とケガ補償プラン

A

病気入院

病気・ケガ手術

病気通院
(退院後)

ケガ入院

ケガ通院



※疾病放射線治療を含む



ケガ補償プラン

B

ケガ入院

ケガ手術

ケガ通院



自動セット

熱中症



日射・熱射で被った
身体障害

食中毒



細菌性食中毒、
ウイルス性食中毒
で被った身体障害

天災



地震もしくは噴火
またはこれらを
原因とする津波
によるケガ



オプションコース

生活で不安な点をピンポイントで補償し、基本コースをさらにパワーアップ!

オプションC1・C2
長期収入ガード

団体長期障害所得
補償保険金月額
(1口あたり)

5万円
(免責期間30日)



ケガや病気で働けなくなった
(就業障害となった)

オプションD
三大疾病セット
(注)基本コースの「病気とケガ補償プラン」
に加入された方のみ加入できます。

三大疾病診断
保険金額

100万円



がん・急性心筋梗塞・脳卒中のいずれ
かと診断され、治療を開始した*

オプションE
先進医療セット

先進医療費用
保険金額

1,000万円



日本国内でケガや病気で先進医療
を受けた

オプションF
日常生活賠償セット

日常生活賠償
保険金額

3億円



他人にケガをさせてしまった、他人の物を
壊してしまった等、法律上の損害賠償責
任を負った

オプションG
携行品損害補償セット

携行品損害
保険金額

10万円
(免責金額3,000円)



外出先で携行品を破損したり
盗まれたりした など

オプションH
ホールインワン・
アルバトロス費用
補償セット

ホールインワン・
アルバトロス費用
保険金額

50万円



日本国内でホールインワンまたは
アルバトロスを達成した

※オプションF日常生活賠償セットでは、国内における偶発な事故により、電車等を運行不能にさせた場合の損害賠償責任も補償いたします。詳しくは右記の二次元コードからご覧ください。



日常生活の
賠償リスク



年代別・補償の選び方のポイント

独身 22才 男性

ケガや病気で
入院したら
いくらかかるのか
真面目に
考えなくちゃ。



働けな
くなった時の
生活費も
心配だ...

ご加入例

基本補償

本人
(男性) 病気とケガ補償
プラン(A)×5口 1,850円

+

オプション

長期収入ガード(C1)×1口 786円

この補償で1か月 2,636円

ご夫婦のみ 34才 男性 妻31才

ケガや病気で
働けなくなったら
妻に負担が
かかってしまう...



休みは、
サッカーにスキー。
でも骨折したら?
妻がいつケガを
するかも心配だ...

ご加入例

基本補償

本人
(男性) 病気とケガ補償プラン(A)×10口 4,500円

妻

ケガ補償プラン(B)×5口 1,400円

+

オプション

長期収入ガード(C1)×2口(本人) 2,228円

配偶者の方と一緒に!
この補償で1か月 8,128円

ご夫婦+子ども 44才 男性、妻41才、長男10才の3人家族

住宅ローン返済も
まだ終わらない...。
もし病気やケガで長期入院
することになったら大変だ。
どうしよう...



子どもが自転車に
乗るようになったので
自転車保険に
入っておこう。

ご加入例

基本補償

本人
(男性) 病気とケガ補償
プラン(A)×10口 4,600円

+

オプション

長期収入ガード(C1)×3口 5,421円
日常生活賠償セット(F) 150円
先進医療セット(E) 70円

妻

病気とケガ補償
プラン(A)×5口 2,300円

+

三大疾病セット(D) 910円
先進医療セット(E) 70円

長男 ケガ補償プラン(B)×5口 1,400円

ご家族まとめて! この補償で1か月 14,921円

自転車に乗る方

もし自転車で事故を
起こしたら...。
ケガをさせて
しまったら大変だ。



ご加入例

基本補償

本人
(男性) ケガ補償プラン(B)
×5口 1,400円

+

オプション

日常生活賠償セット(F) 150円

この補償で1か月 1,550円

ゴルフをされる方

もしゴルフ用品が
壊れてしまったら...。
ホールインワンや
アルバトロスを達成したら
費用がかかってしまう。



ご加入例

基本補償

本人
(男性) ケガ補償プラン(B)×5口 1,400円

+

オプション

日常生活賠償セット(F) 150円
携行品損害補償セット(G) 70円
ホールインワン・アルバトロス
費用補償セット(H) 520円

この補償で1か月 2,140円

基本コース

保険金額・保険料

病
気



病気入院

1日につき
(疾病入院保険金日額)
支払対象期間: 1,095日
支払限度日数: 180日



病気手術

(疾病手術保険金)
※疾病放射線治療保険金を含む(注)



病気通院

退院後1日につき
(疾病通院保険金日額)
支払対象期間: 180日
支払限度日数: 30日

ケ
ガ



ケガ入院

1日につき
(傷害入院保険金日額)
支払対象期間: 1,095日
支払限度日数: 180日



ケガ手術

(傷害手術保険金)



ケガ通院

1日につき
(傷害通院保険金日額)
支払対象期間: 180日
支払限度日数: 90日

各プラン・月払保険料

右記年令は保険始期日時点の
満年令です。

病気とケガ補償プラン

(1口あたり) 限度: 10口

A

1,000円

①入院中に受けた手術の場合: [疾病入院保険金日額] × 20
②①以外の手術の場合: [疾病入院保険金日額] × 5

600円

1,000円

①入院中に受けた手術の場合: [傷害入院保険金日額] × 10
②①以外の手術の場合: [傷害入院保険金日額] × 5

600円

生後15日~4才	410円	35~39才	460円
5~9才	380円	40~44才	460円
10~14才	330円	45~49才	520円
15~19才	340円	50~54才	610円
20~24才	370円	55~59才	750円
25~29才	410円	60~64才	970円
30~34才	450円	65~69才	1,350円

ケガ補償プラン

(1口あたり) 限度: 5口

B

1,000円

1,000円

600円

600円

280円

(注) 疾病放射線治療保険金は、「[疾病入院保険金日額] × 10」となります。

保険金お支払い事例

尿道結石で10日間入院し、1日通院したケース

<病気>Aセット5口に加入の場合

- ・病気入院
5,000円 × 10日 = 50,000円
- ・病気通院
3,000円 × 1日 = 3,000円



合計 **53,000**円

駅のホームでつまずき足を打撲。12日通院したケース

<ケガ>Bセット5口に加入の場合

- ・傷害通院
3,000円 × 12日 = 36,000円



合計 **36,000**円

オプションコース

保険金額・保険料

オプションC1・C2 長期収入ガード

限度口数: 5口
ただし、平均月間所得額の50%以下となる口数でお申込みください

長期収入ガードはオプションのみでご加入いただけます。

<天災危険補償特約・精神障害補償特約・妊娠に伴う
身体障害補償特約セット>

団体長期障害所得補償保険金

支払基礎所得額
月額(1口あたり)

5万円

免責期間: 30日

最高保険金支払月額: 25万円

免責期間を超えてケガや病気で働けなくなった場合
てん補期間: C1セットの場合最長60才に達する誕生日前日の属する
事業年度の末日まで(ただし、免責期間の終了日の翌日から60才
に達する誕生日前日の属する事業年度の末日までの期間が3年に満
たない被保険者は3年)、C2セットの場合最長25か月まで補償しま
す。(いずれのセットも、精神障害
が原因で働けなくなった場合の
補償は最長24か月です。)
免責期間中の一時的復職日数の
取扱いを協定書で定めています。
※DYJHグループの従業員の方
のみご加入いただけます。



オプションD 三大疾病セット ●がん●急性心筋梗塞●脳卒中

限度口数: 1口

基本コースの「病気とケガ補償プラン」に加入された方のみ加入できます。

三大疾病診断保険金

保 険 金 額

100万円

三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)と診断され、治療を開始し
た場合
*支払要件の詳細は「団体総合生活補償保険(MS&AD型) パン
フレット別冊」保険金
のお支払いについてをご確
認ください。



年令	月払保険料
生後15日~19才	60円
20~24才	80円
25~29才	220円
30~34才	400円
35~39才	610円
40~44才	910円
45~49才	1,350円
50~54才	1,660円
55~59才	2,640円
60~64才	5,040円
65~69才	6,720円

※ 年令は保険始期日時点での満年令となります。

※補償内容の詳細につきましては「団体総合生活補償保険(MS&AD型) パンフレット別冊」「団体長期障害所得補償保険(GLTD) パンフレット別冊」
保険金のお支払いについて、特約の説明、※印の用語のご説明をご確認ください。また詳細につきましては代理店・扱者までご照会ください。

オプションコース

保険金額・保険料

オプションE

先進医療セット

限度口数：1口

先進医療費用保険金

保険金額1,000万円

日本国内でケガや病気により先進医療を受けた場合



月払保険料

70円

オプションF

日常生活賠償セット

限度口数：1口

日常生活賠償保険金

保険金額3億円

日常生活で他人の身体や財物に損害を与えるなどして法律上の損害賠償責任を負った場合

※1家族につき1オプションのみご加入ください。被保険者の範囲の詳細は「団体総合生活補償保険（MS&AD型）パンフレット別冊」保険金のお支払いについてをご確認ください。



月払保険料

150円

オプションG

携行品損害補償セット

限度口数：1口

携行品損害保険金

保険金額10万円（免責金額3,000円）

外出先で携行品を破損したり盗まれたりした場合など



月払保険料

70円

オプションH

ホールインワン・アルバトロス費用補償セット

限度口数：1口

ホールインワン・アルバトロス費用保険金

保険金額50万円

日本国内でホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合



月払保険料

520円

注意

ホールインワン・アルバトロス費用保険金

(注1)

原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。ただし、次のいずれかに該当する場合は、保険金をお支払いします。詳細は「団体総合生活補償保険（MS&AD型）パンフレット別冊」保険金のお支払いについてをご参照ください。

①同伴競技者と同伴競技者以外の第三者がショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視している場合

②ビデオ映像等の達成証明資料により、その達成を客観的に証明できる場合

(注2)

この補償は、ゴルフの競技または指導を職業としている方が被保険者となる場合にはセットできません。

※補償内容の詳細につきましては「団体総合生活補償保険（MS&AD型）パンフレット別冊」「団体長期障害所得補償保険（GLTD）パンフレット別冊」保険金のお支払いについて、特約の説明、※印の用語のご説明をご確認ください。また詳細につきましては代理店・扱者までご照会ください。

補償の重複の可能性について

「長期収入ガード（オプションのC1・C2セット）」・「先進医療セット（オプションのEセット）」・「日常生活賠償セット（オプションのFセット）」・「携行品損害補償セット（オプションのGセット）」「ホールインワン・アルバトロス費用補償セット（オプションのHセット）」については、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険契約・団体長期障害所得補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によっては、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

●前ページで募集するプランにセットされている特約（団体総合生活補償保険（MS&AD型））

特約名	保険金の種類				募集プラン名
傷害補償 (MS & AD型) 特約	傷害保険金	傷害入院保険金	傷害手術保険金	傷害通院保険金	A・B
疾病補償特約	疾病保険金	疾病入院保険金		疾病手術保険金	A
		疾病放射線治療保険金		疾病通院保険金	
三大疾病診断保険金補償 (待機期間不設定型) 特約	三大疾病診断保険金				D
先進医療費用保険金補償特約	先進医療費用保険金				E
日常生活賠償特約	日常生活賠償保険金				F
携行品損害補償特約 ・新価保険特約 (携行品損害補償特約用) セット	携行品損害保険金				G
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 (団体総合生活補償保険用)	ホールインワン・アルバトロス費用保険金				H

特約名	募集プラン名
天災危険補償特約	A・B
食中毒補償特約	A・B
熱中症危険補償特約	A・B
疾病手術保険金等支払倍率変更特約	A

●前ページで募集するプランにセットされている特約（団体長期障害所得補償保険（GLTD））

条項名・特約名	保険金の種類	募集プラン名
補償条項、基本条項	団体長期障害所得補償保険金	C1・C2
天災危険補償特約		
精神障害補償特約		
妊娠に伴う身体障害補償特約		

長期収入ガード(オプションのC1・C2セット)

長期収入ガードは心強い味方です！

従業員の方のケガまたは病気による就業障害をサポートする団体保険です。



もしも、突然の病気やケガで働けなくなったら…
休職後の収入ダウンは大きなリスクです。

＜働けなくなるリスク＞
詳細は下記二次元コードから
動画をご覧ください。



長期間働けないリスク を考えたことはありますか？

突然の事故や病気で
働けなくなってしまった…

しかし

収入がなくなった後も、
日々生活の出費は続きます。

病気になり、
長期間入院すること
になってしまった…



交通事故にあい、
長期間入院すること
になってしまった…



医療費



家賃・住宅ローン



各種ローンの返済



教育費



生活費

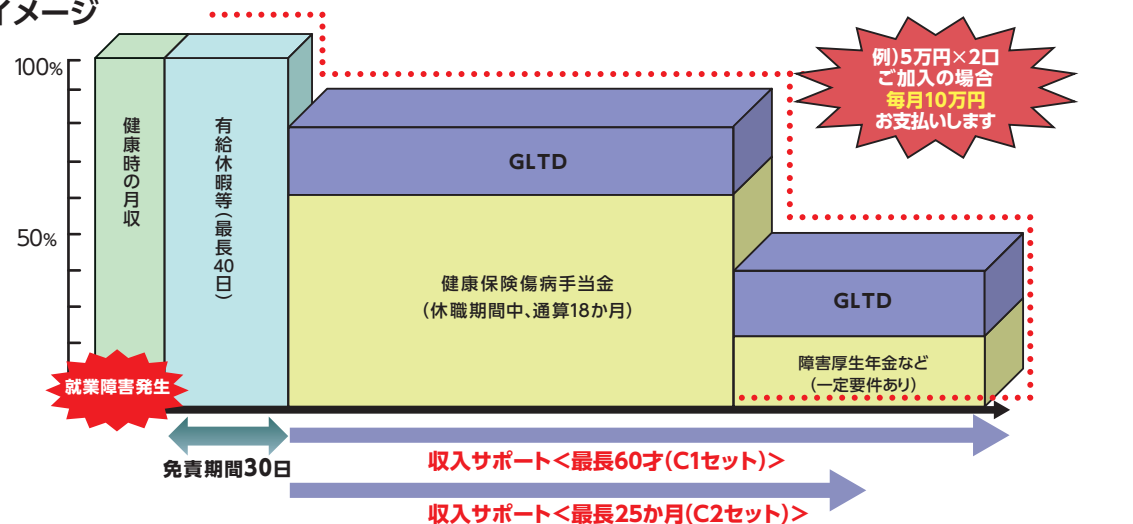
そこで!!

『GLTD(長期収入ガード)』による 収入補償をお勧めします！



死亡に対する補償に比べ、働けなくなったときの補償手段は意外と少ないものです。長期間働けなくなることは、誰にでも起こる可能性があります。

補償のイメージ



補償期間中に退職されても就業障害状態であれば補償は続きます。

長期収入ガードの保険金額の設定について

長期収入ガード(オプションのC1・C2セット)の保険金額の設定については、被保険者が加入されている公的医療保険制度の給付内容をご勘案いただいたうえで、平均月間所得額の範囲内で適切な保険金額をお決めください。(就労の有無にかかわらず得られる年金、利子、配当、不動産賃貸料などは平均月間所得額に含めることはできません。)なお、保険金額が平均月間所得額を超えている場合には、その超えた部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

団体長期障害所得補償保険金額を決めるときの目安

被保険者の方が加入されている公的医療保険制度	健康保険 (例:給与所得者)
平均月間所得額*に対する保険金額の場合	50%以下
保険金額の設定例 平均月間所得額が50万円の場合	25万円以下

※ 就業障害が開始した日の属する月の直前12か月間の被保険者の所得の平均月間額をいいます。詳細は「団体長期障害所得補償保険(GLTD)パンフレット別冊」をご覧ください。

▼ ご加入時のご注意 ▼



保険契約者・お申込人となれる方／被保険者(補償の対象者)本人となれる方の範囲

保 険 契 約 者

この保険は株式会社ダイナムジャパンホールディングスが保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われなことがあります。また、保険契約者または被保険者をご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。

申 込 人

お申込人となれる方は株式会社ダイナムジャパンホールディングスおよびそのグループ会社に勤務され、毎月の給与の支払いを受けている方に限ります。

被 保 険 者 (補 償 の 対 象 者) となれる方の範囲

- この制度で被保険者(補償の対象者)本人^(*)となれる方の範囲は、株式会社ダイナムジャパンホールディングスおよびそのグループ会社の役員・従業員(社会保険加入者)およびその家族(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます)です。ただし長期収入ガード(オプションのC1・C2セット)の被保険者の範囲は、株式会社ダイナムジャパンホールディングスおよびそのグループ会社の従業員(非常勤、パート、アルバイトの従業員等、健康保険の対象とならない従業員を除きます。)です。
- (*) ネット手続き画面の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。
- 「病気とケガ補償プラン」「長期収入ガード(オプションのC1・C2セット)」「三大疾病セット(オプションのDセット)」「先進医療セット(オプションのEセット)」の被保険者(補償の対象者)としてご加入いただける方は、下記のいずれも満たす方に限ります。

- 1 ●「病気とケガ補償プラン」「三大疾病セット(オプションのDセット)」「先進医療セット(オプションのEセット)」:保険期間の開始時点で、生後15日～満69才の方
- 「長期収入ガード(オプションのC1・C2セット)」:保険期間の開始時点で、満15才～満59才の方
- 2 ● ネット手続き画面に入力した健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方

保険期間および満期以降の継続について

- この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 保険金請求状況等とは、加入者間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合、飲酒運転等の法令違反や事実を偽った保険金請求が行われた場合等をいいます。
- 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。

月払保険料 P3～4の「月払保険料」をご覧ください。



注 意

「病気とケガ補償プラン」「三大疾病セット(オプションのDセット)」「長期収入ガード(オプションのC1・C2セット)」にご加入の場合、保険料は年令区分別となり、翌年度以降の更新時には更新時点の年令に応じて決定します。従いまして、更新の際に年令区分が変更となり、保険料が変更となる場合がありますのであらかじめご了承ください。

年末調整保険料控除制度について

税法上の取扱い (2024年11月現在)

「病気とケガ補償プラン」にご加入の場合、払い込んでいただく保険料のうち、疾病保険金部分の保険料等は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。

(注1) 傷害保険金部分の保険料等は、保険料控除の対象となりません。特に、「ケガ補償プラン」の場合、保険料控除の対象となる保険料はありませんので、ご注意ください。

(注2) なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

「長期収入ガード」にご加入の場合、払い込んでいただく保険料は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。

(注) なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

お申込方法

ネット手続き画面にご入力のうえ、申込期限までにお手続きください。

「病気とケガ補償プラン」「三大疾病セット」「先進医療セット」「長期収入ガード」においては健康に関する告知も必要です。ご記入にあたっては「団体総合生活補償保険(MS&AD型) パンフレット別冊」「団体長期障害所得補償保険(GLTD) パンフレット別冊」をご参照ください。

保険料払込方法

保険料は毎月の給与引き去りとなります。(始期日の2か月後から控除開始)

中途加入について

この制度は、申込締切日以降も中途加入をすることができます。

中途加入される場合は次のとおり毎月の申込締切日の翌月1日から補償開始となります。

- ・申込締切日:毎月15日
- ・補償開始日:申込締切日の翌月1日午前0時
- ・補償終了日:2026年6月1日午後4時(保険終期)
- ・控除開始:補償開始日の2か月後

簡易告知移行制度

退職者向けに団体総合から生保医療への簡易告知移行制度が導入されました。

詳細は代理店・扱者までお問い合わせください。

自動継続の取扱いについて

前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたプランおよびセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。)

「団体総合生活補償保険(MS&AD型) パンフレット別冊」
「団体長期障害所得補償保険(GLTD) パンフレット別冊」を
必ずあわせてご覧ください。

- ・このパンフレットは、保険の概要をご説明したものです。ご加入に際して特にご確認いただきたい事項(「契約概要」)や、被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項(「注意喚起情報」)、「ご加入内容確認事項」等は、右記二次元コードのリンク先に掲載の「団体総合生活補償保険(MS&AD型) パンフレット別冊」「団体長期障害所得補償保険(GLTD) パンフレット別冊」にてご案内しています。保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額、保険金をお支払いしない主な場合等の重要な事項が記載されておりますので、必ずご参照いただいたうえで、PDFファイルをご自身の端末に保存いただくか、印刷し、保管いただきますようお願いいたします。
- ・PDFファイルによるご提供を希望されない場合、あるいはPDFファイルの閲覧ができない場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。



団体総合(MS&AD型)_71498



GLTD_71491

生活サポートサービス

ご相談無料

日常生活に役立つさまざまなサービスを電話にてご利用いただけます。

団体総合生活補償保険などにご加入のお客さまとその同居のご家族の方専用サービスです。

*メンタルヘルス相談は「病氣とケガ補償プラン(Aセット)」、「オプションC1・C2セット」、「オプションDセット」の疾病補償プラン(精神障害補償の有無は問いません)加入者ご本人のみが利用いただけます。詳しくは、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

健康・医療



◆メンタルヘルス相談
平日 9:00～21:00
土曜日 10:00～18:00
■上記以外
年中無休24時間対応

■健康・医療相談

日常の健康・医療に関するご相談や、薬剤全般に関するご相談に看護師などの専門職がお応えします。また、ご相談内容やご希望に応じて医師相談(一部予約制)がご利用いただけます。

■メンタルヘルス相談

<疾病補償プラン加入者限定>

メンタルヘルスに関するご相談に臨床心理士等の専門家が電話や対面でお応えします。

*対面によるご相談は予約制で、1回50分以内、1人につき年間5回までとなります。

■診断サポートサービス

(各種人間ドック・PET検査機関紹介、健康チェックサービス)

提携機関をご紹介します。

また、ご自宅で気軽にできる健康チェックを割引料金でご紹介します。

■三大疾病セカンドオピニオン情報提供

「三大疾病(がん、心疾患、脳血管疾患)」診断後の、セカンドオピニオンに関する情報提供やご相談にお応えします。

*セカンドオピニオンとは「主治医以外の医師の意見」をいいます。

■医療機関総合情報提供

地域の医療機関情報や救急医療機関、各科の専門医などの情報をご提供します。

■女性医師情報提供、女性医師相談

女性医師情報をご提供(産科・婦人科に加え、内科、皮膚科、肛門科など幅広く対応)する女性専用のサービスです。

また、健康に関するご相談に女性看護師または女性医師(一部予約制)が対応します。

介護



年中無休24時間対応

<専任の相談員がお応えします>

■介護に関する情報提供

老後の備えとして介護は最大の関心事です。介護保険の仕組みに関することや介護状態になった場合の介護方法などのご相談にお応えします。

■介護に関する悩み相談

介護を担う人の悩みは多様です。日常の介護の悩みなど幅広いご相談にお応えします。

■公的介護保険で利用できるサービス等に関する相談

公的介護保険で利用できるサービスや介護サービス提供事業者に関し、情報提供やご相談にお応えします。

認知症・ 行方不明時の 対応相談

年中無休24時間対応

<専任の相談員がお応えします>

■認知症に関する情報提供と悩み相談

社会の高齢化により増加する認知症に対する疑問にお応えします。専門医療機関の情報提供や精神的負担が大きい認知症の日常介護についてアドバイスします。



■認知症の方の行方不明時の対応に関する相談

認知症の方などが行方不明になってしまった場合の対応や発見後のケア方法に関するご相談にお応えします。また、地域包括支援センターなどを紹介します。

暮らしの相談



平日 14:00 ~ 17:00

■暮らしのトラブル相談(法律相談)

個人の日常生活上のトラブルに関するご相談にお応えします。弁護士相談は予約制となります。

■暮らしの税務相談

個人の日常生活上の税務相談にお応えします。税理士相談は予約制となります。

お客さまの行っている事業についてのご相談や、既に弁護士に対応を依頼している案件、訴訟となっている案件についてのご相談は対象となりません。また、引受保険会社の保険に関連するご相談は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

情報提供・ 紹介サービス

平日 10:00 ~ 17:00

■子育て相談(12才以下)

妊娠中から小学校卒業までの子育ての悩みや不安に、専任の相談員がお応えします。

■暮らしの情報提供

冠婚葬祭についてのご質問、ボランティア情報

■安心な暮らしをサポートする事業者の紹介

- 福祉機器および介護用品のレンタル・販売
- 緊急通報サービス
- ベビーシッター



健康・介護ステーション

インターネットにて健康・医療、介護に関する情報をご提供します。

URL: https://www.ms-ins.com/kenko_kaiغو/

サービス受付電話番号

サービス受付の電話番号(通話料無料)は、ご加入後にお届けする加入者証や案内状の案内などをご覧ください。

*平日とは、土・日・祝日・年末年始を除いた月～金を行います。

*お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限りです。

*本サービスは、引受保険会社の提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。

*本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

お問い合わせ
および
事故発生時の
連絡先

代理店・扱者

引受保険会社

株式会社 ピーインシュアランス

〒116-0013 東京都荒川区西日暮里5丁目15-7

☎ 0120-815-730(無料)

FAX 03-5850-3649

H P <https://www.p-insurance.jp>

三井住友海上火災保険株式会社

東京東支店第二支社 TEL / 03-3259-6834

事故受付TEL 0120-258-189(無料)

団体総合生活補償保険(MS&AD型) パンフレット別冊

お渡しするパンフレットとあわせてお手続きの前にご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、お申込みくださいますようお願い申し上げます。

なお、パンフレットとこの別冊は保険期間終了まで必ずお手元に保管ください。

WEBでお申込みいただく場合、「健康状況告知書」「加入申込票」「書面」等は実際の画面や項目名等、「記入」は「入力」等読み替えてください。

保険金のお支払いについて

保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・保険金をお支払いしない主な場合

対象となる保険金をご加入いただくプランによって異なります。対象となる保険金については、お渡しするパンフレットでご確認ください。

※印を付した用語については、別記の「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害 保険 金	傷害死亡保険金 ★傷害補償(MS&AD型)特約	保険期間中の事故によるケガ[※]のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 (注1)交通事故危険のみ補償特約がセットされている場合は、交通事故[※]によるケガに限り保険金をお支払いします。 (注2)自転車搭乗中等のみ補償特約がセットされている場合は、自転車事故[※]によるケガに限り保険金をお支払いします。	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 (注1)傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2)既にお支払いした傷害後遺障害保険金(特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約がセットされている場合は、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約によりお支払いした特定感染症[※]に関する後遺障害保険金を含みます。)がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によるケガ[※] ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等[※]の無資格運転、酒気帯び運転[※]または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気[※]または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療[※]以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱[※]、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ(天災危険補償特約がセットされている場合は、支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群[※]、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの[※] ●入浴中の溺水[※](ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)[※]によって発生した肺炎 ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具[※]を用いて競技等[※]をしている間のケガ など (注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。(食中毒補償特約がセットされている場合は、原則としてお支払いの対象となります。お支払いする条件については、別記の食中毒補償特約をご確認ください。)
	傷害後遺障害保険金 ★傷害補償(MS&AD型)特約	保険期間中の事故によるケガ[※]のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害[※]が発生した場合 (注1)交通事故危険のみ補償特約がセットされている場合は、交通事故[※]によるケガに限り保険金をお支払いします。 (注2)自転車搭乗中等のみ補償特約がセットされている場合は、自転車事故[※]によるケガに限り保険金をお支払いします。	傷害死亡・後遺障害保険金額×<u>約款所定の保険金支払割合(4%~100%)</u> (注1)政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2)被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療[※]を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師[※]の診断に基づき後遺障害[※]の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3)同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4)既にお支払いした傷害後遺障害保険金(特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約がセットされている場合は、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約によりお支払いした特定感染症[※]に関する後遺障害保険金を含みます。)がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	

次ページへつづく

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害保険金	傷害入院保険金 ★ 傷害補償(MS&AD型)特約	保険期間中の事故によるケガ※のため、入院※された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。) (注1)交通事故危険のみ補償特約がセットされている場合は、交通事故※によるケガに限り保険金をお支払いします。 (注2)自転車搭乗中等のみ補償特約がセットされている場合は、自転車事故※によるケガに限り保険金をお支払いします。	$\text{傷害入院保険金日額} \times \text{傷害入院の日数}$ (注1)傷害入院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めてパンフレット記載の支払対象期間※が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数 ・1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計がパンフレット記載の支払限度日数※に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数 (注2)傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	前ページからのつづき 交通事故危険のみ補償特約をセットする場合 前記に追加される事由 ● 交通乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ ● 職務として交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業、積卸し作業または交通乗用具上での整理作業中のケガ、および交通乗用具の修理、点検、整備または清掃作業中のケガ ● 職務または実習のための船舶搭乗中のケガ ● グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに搭乗中のケガ ● 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を操縦している間またはその航空機に職務として搭乗している間のケガ など
	傷害手術保険金 ★ 傷害補償(MS&AD型)特約	保険期間中の事故によるケガ※の治療※のため、傷害入院保険金の支払対象期間※(パンフレット記載の日数)中に手術※を受けた場合 (注1)交通事故危険のみ補償特約がセットされている場合は、交通事故※によるケガに限り保険金をお支払いします。 (注2)自転車搭乗中等のみ補償特約がセットされている場合は、自転車事故※によるケガに限り保険金をお支払いします。	1回の手術※について、次の額をお支払いします。 ① 入院※中に受けた手術の場合 $\text{傷害入院保険金日額} \times 10$ ② ①以外の手術の場合 $\text{傷害入院保険金日額} \times 5$ (注)次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ① 同一の日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ② 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③ 医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④ 医科診療報酬点数表において、一連の治療※過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	交通事故危険のみ補償特約をセットする場合 前記から除外される事由 ● 別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ● 別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ● 乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ 自転車搭乗中等のみ補償特約をセットする場合 前記に追加される事由 ● 自転車※を用いて競技等※をしている間のケガ など
	傷害通院保険金 ★ 傷害補償(MS&AD型)特約	保険期間中の事故によるケガ※のため、通院※された場合(以下、この状態を「傷害通院」といいます。) (注1)通院されない場合で、骨折、脱臼、靱(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位※を固定するために医師※の指示によりギプス等※を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとみなします。 (注2)交通事故危険のみ補償特約がセットされている場合は、交通事故※によるケガに限り保険金をお支払いします。	$\text{傷害通院保険金日額} \times \text{傷害通院の日数}$ (注1)傷害通院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めてパンフレット記載の支払対象期間※が満了した日の翌日以降の傷害通院の日数 ・1事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金を支払うべき日数の合計がパンフレット記載の支払限度日数※に到達した日の翌日以降の傷害通院の日数 (注2)傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。	前記から除外される事由 ● 自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用している運転中のケガ ● 脳疾患、病気※または心神喪失によるケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ ● 引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ● 入浴中の溺水※(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ● 原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)※によって発生した肺炎 ● 別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ● 別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ● 乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ

次ページへつづく

次ページへつづく

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害 保険 金	傷害通院保険金 ★ 傷害補償(MS&AD型)特約	前ページからのつづき (注3)自転車搭乗中等のみ補償特約がセットされている場合は、自転車事故※によるケガに限り保険金をお支払いします。	前ページからのつづき (注3)傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	
傷害入院時一時金 ★ 傷害入院時一時金補償特約		「傷害入院」の状態が、パンフレット記載の免責期間※を超えて継続した場合 (注1)交通事故危険のみ補償特約がセットされている場合は、交通事故※によるケガに限り保険金をお支払いします。 (注2)特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約がセットされている場合は、特定感染症※による入院※の状態も補償対象となります。	<u>傷害入院時一時金額の全額</u> (注1)1事故に基づく傷害入院につき1回を限度とします。 (注2)傷害入院時一時金をお支払いする傷害入院の期間中にさらに傷害入院時一時金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害入院時一時金を重ねてはお支払いしません。	(傷害死亡保険金と同じ)
傷害退院時一時金 ★ 傷害退院時一時金補償特約		①「傷害入院」の状態が14日以上継続した後、生存して退院された場合 ②「傷害入院」の状態が365日を超えた場合 (注1)交通事故危険のみ補償特約がセットされている場合は、交通事故※によるケガに限り保険金をお支払いします。 (注2)特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約がセットされている場合は、上記①については、特定感染症※による入院※の状態も補償対象となります。	<u>傷害退院時一時金額の全額</u> (注1)1事故に基づく傷害入院につき1回を限度とします。 (注2)左記「保険金をお支払いする場合」の②により傷害退院時一時金をお支払いした後、生存して退院された場合でも、左記「保険金をお支払いする場合」の①による傷害退院時一時金を重ねてはお支払いしません。 (注3)傷害退院時一時金をお支払いする傷害入院の期間中にさらに傷害退院時一時金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害退院時一時金を重ねてはお支払いしません。	
傷害長期入院時保険金 ★ 傷害長期入院時保険金補償(90日ごと用)特約		「傷害入院」の状態が90日以上となった場合 (注1)交通事故危険のみ補償特約がセットされている場合は、交通事故※によるケガに限り保険金をお支払いします。 (注2)特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約がセットされている場合は、特定感染症※による入院※の状態も補償対象となります。	<u>傷害長期入院時保険金額の全額</u> (注)1回の事故に基づく傷害入院の日数(*)が、事故の発生の日からその日を含めて90日の整数倍となるごとにお支払いします。 (*)傷害入院保険金の支払限度日数※(パンフレット記載の日数)に到達した日の翌日以降の日は含みません。	
傷害集中治療室等利用時一時保険金 ★ 傷害による集中治療室等利用時一時保険金補償特約		「傷害入院」に該当し、傷害入院保険金の支払対象期間※(パンフレット記載の日数)中に集中治療室管理等※を受けた場合 (注1)交通事故危険のみ補償特約がセットされている場合は、交通事故※によるケガに限り保険金をお支払いします。 (注2)自転車搭乗中等のみ補償特約がセットされている場合は、自転車事故※によるケガに限り保険金をお支払いします。	<u>傷害入院保険金日額</u> × <u>20</u> (注1)1事故に基づく傷害入院につき1回を限度とします。 (注2)傷害集中治療室等利用時一時保険金をお支払いする傷害入院の期間中にさらに傷害集中治療室等利用時一時保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は傷害集中治療室等利用時一時保険金を重ねてはお支払いしません。	
傷害後遺障害保険金の追加支払 ★ 傷害後遺障害保険金の追加支払に関する特約		傷害後遺障害保険金をお支払いした場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過し、かつ、生存されているとき。	<u>お支払いした傷害後遺障害保険金の額</u> × <u>加入者証・パンフレット等記載の倍数</u>	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
特定感染症による後遺障害保険金 ★特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約	保険期間中に特定感染症 [※] を発病 [※] し、発病の日からその日を含めて180日以内に後遺障害 [※] が発生した場合	$\boxed{\text{傷害死亡・後遺障害保険金額}} \times \boxed{\text{約款所定の保険金支払割合(4\%～100\%)}}$ (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、特定感染症[※]による後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が発病[※]の日からその日を含めて180日を超えてなお治療[※]を要する状態にある場合は、引受保険会社は、発病の日からその日を含めて181日目における医師[※]の診断に基づき後遺障害[※]の程度を認定して、特定感染症による後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあつた後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金または特定感染症による後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金および特定感染症による後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金および特定感染症による後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による特定感染症[※]の発病[※] ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為による特定感染症の発病 ● 戦争、その他の変乱[※]、暴動による特定感染症の発病(テロ行為による特定感染症の発病は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による特定感染症の発病 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による特定感染症の発病 ● 傷害保険金をお支払いすべきケガ[※]による特定感染症 ● 保険責任開始日からその日を含めて10日以内の特定感染症の発病(ただし、この保険契約が特定感染症を補償する継続契約の場合は、保険金の支払対象となります。) など
特定感染症による入院保険金 ★特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約	保険期間中に特定感染症 [※] を発病 [※] し、その直接の結果として、次のいずれかに該当した場合(以下、この状態を「感染症入院」といいます。) ① 入院 [※] した場合 ② 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条第2項の規定による就業制限が課された場合	$\boxed{\text{傷害入院保険金日額}} \times \boxed{\text{感染症入院の日数}}$ (注1) 感染症入院の日数には以下の日数を含みません。 ・特定感染症[※]を発病[※]した日からその日を含めて傷害入院保険金の支払対象期間[※](180日)が満了した日の翌日以降の感染症入院の日数 ・1回の特定感染症の発病に基づく感染症入院について、特定感染症による入院保険金を支払うべき日数の合計が傷害入院保険金の支払限度日数[※](180日)に到達した日の翌日以降の感染症入院の日数 (注2) 傷害入院保険金または特定感染症による入院保険金をお支払いする期間中にさらに特定感染症による入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する特定感染症を発病した場合は、特定感染症による入院保険金を重ねてはお支払いしません。 (注3) 特定感染症による入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ[※]を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
特定感染症による通院保険金 ★ 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約		保険期間中に特定感染症 [※] を発病 [※] し、その特定感染症のため通院 [※] された場合 （以下、この状態を「感染症通院」といいます。）	$\text{傷害通院保険金日額} \times \text{感染症通院の日数}$ （注1）感染症通院の日数には以下の日数を含みません。 ・特定感染症[※]を発病[※]した日からその日を含めて傷害通院保険金の支払対象期間[※]（180日）が満了した日の翌日以降の感染症通院の日数 ・1回の特定感染症の発病に基づく通院について、特定感染症による通院保険金を支払うべき日数の合計が傷害通院保険金の支払限度日数[※]（90日）に到達した日の翌日以降の感染症通院の日数 （注2）傷害入院保険金または特定感染症による入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、特定感染症による通院保険金をお支払いしません。 （注3）傷害通院保険金または特定感染症による通院保険金をお支払いする期間中にさらに特定感染症による通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する特定感染症を発病した場合は、特定感染症による通院保険金を重ねてはお支払いしません。 （注4）特定感染症による通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ[※]を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	（特定感染症による後遺障害保険金と同じ）
	特定感染症による葬祭費用保険金 ★ 特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約	補償対象者 ^(*) が保険期間中に特定感染症 [※] を発病 [※] し、その特定感染症のため、特定感染症の発病の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 （*）「補償対象者」とは、傷害補償特約における被保険者をいいます。	被保険者（保険契約者または補償対象者の親族 [※] ）が葬祭費用を負担したことによって被った損害に対して、補償対象者1名につき300万円を限度として、その費用の負担者に保険金をお支払いします。 （注）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	● 保険契約者、被保険者、補償対象者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による特定感染症 [※] の発病 [※] ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為による特定感染症の発病 ● 戦争、その他の変乱 [※] 、暴動による特定感染症の発病（テロ行為による特定感染症の発病は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による特定感染症の発病 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による特定感染症の発病 ● 傷害保険金をお支払いすべきケガ [※] による特定感染症 ● 保険責任開始日からその日を含めて10日以内の特定感染症の発病（ただし、この保険契約が特定感染症を補償する継続契約の場合は、保険金の支払対象となります。） など
疾病保険金	疾病入院保険金 ★ 疾病補償特約 ☆ 特定精神障害補償特約セット 欄外(☆)参照	保険期間の開始後 ^(*) に発病 [※] した病気 [※] のため、保険期間中に入院 [※] された場合（以下、この状態を「疾病入院」といいます。） （*）病気を補償する加入プランに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	$\text{疾病入院保険金日額} \times \text{疾病入院の日数}$ （注1）疾病入院の日数には以下の日数を含みません。 ・疾病入院された日からその日を含めてパンフレット記載の支払対象期間[※]が満了した日の翌日以降の疾病入院の日数 ・1回の疾病入院[※]について、疾病入院保険金を支払うべき日数の合計がパンフレット記載の支払限度日数[※]に到達した日の翌日以降の疾病入院の日数 （注2）疾病入院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気[※]を発病[※]された場合は、疾病入院保険金を重ねてはお支払いしません。	● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気 [※] ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気 ● 精神障害 ^(*)1) およびそれによる病気 ● 戦争、その他の変乱 [※] 、暴動による病気（テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ^(*)2) ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気 ^(*)2) ● 妊娠または出産（「療養の給付」等 ^(*)3) の対象となるべき期間については、保険金をお支払いします。）

次ページへつづく

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病 手術 保険 金 ★ 疾病補償特約 ☆ 特定精神障害補償特約セ ット 欄外(☆)参照	① 疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気※の治療※のために疾病入院保険金の支払対象期間※(パンフレット記載の日数)中に手術※を受けられたとき。 ② 保険期間の開始後(※)に発病※した病気の治療のために、保険期間中に手術を受けた場合 (※)病気を補償する加入プランに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の手術※について、次の額をお支払いします。 ① 入院※中に受けた手術の場合 疾病入院保険金日額×10 ^(※) (※)疾病手術保険金等支払倍率変更特約がセットされている場合は、疾病入院保険金日額×20 とします。 ② ①以外の手術の場合 疾病入院保険金日額×5 (注)次に該当する場合のお支払方法は別記のとおりとなります。 ① 同一の日に複数回の手術を受けた場合 疾病手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ② 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③ 医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④ 医科診療報酬点数表において、一連の治療※過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して疾病手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	前ページからのつづき ●原因がいかなくなるときでも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気 ^(※4) (加入者証等に記載されます。) など (注)保険期間の開始時 ^(※5) より前に発病※した病気 ^(※4) については保険金をお支払いしません。 ただし、病気を補償する加入プランに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院※を開始された日 ^(※6) からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (※1)「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。(特定精神障害補償特約(自動的にセットされます。))のセット後の内容となります。 <支払対象外となる精神障害の例> アルコール依存、薬物依存 など (※2)これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (※3)公的医療保険を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」および「保険外併用療養費」をいいます。 (※4)その病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。 (※5)病気を補償する加入プランに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (※6)疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。	
	疾病放射線治療 保険金 ★ 疾病補償特約 ☆ 特定精神障害補償特約セ ット 欄外(☆)参照	① 疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気※の治療※のために疾病入院保険金の支払対象期間※(パンフレット記載の日数)中に放射線治療※を受けられたとき。 ② 保険期間の開始後(※)に発病※した病気の治療のために、保険期間中に放射線治療を受けた場合 (※)病気を補償する加入プランに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の放射線治療※について、次の額をお支払いします。 疾病入院保険金日額×10 (注1)同一の日に複数回の放射線治療を受けた場合は、いずれか1つの放射線治療についてのみ保険金をお支払いします。 (注2)疾病放射線治療保険金を支払うべき放射線治療を複数回受けた場合は、疾病放射線治療保険金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、保険金をお支払いしません。	
	疾病通院保険 金 ★ 疾病補償特約 ☆ 特定精神障害補償特約セ ット 欄外(☆)参照	疾病入院保険金をお支払いする疾病入院が終了し、退院した後、その疾病入院の原因となった病気※の治療※のため、通院※された場合(以下、この状態を「疾病通院」といいます。) ^(※) (※)疾病通院保険金の支払条件変更特約がセットされている場合は、疾病入院の開始日の前日以前60日間に、その疾病入院の原因となった病気の治療のため通院されたときも「疾病通院」として疾病通院保険金をお支払いします。	疾病通院保険金日額×疾病通院の日数	

次ページへつづく

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病 保険 金	疾病通院保険金 ★ 疾病補償特約 ☆ 特定精神障害補償特約セット 欄外(☆)参照		前ページからのつづき (注1) 疾病通院の日数には以下の日数を含みません。 ・ 疾病入院の終了した日の翌日から起算して疾病通院保険金の支払対象期間※(180日)が満了した日の翌日以降の疾病通院の日数。なお、疾病入院保険金の支払対象期間(パンフレット記載の日数)内に疾病入院が終了していない場合には、疾病入院の終了した日または疾病入院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日から起算して180日を経過した日のいずれか早い日が疾病入院の終了した日となります。 ・ 1回の疾病入院※について疾病通院保険金を支払うべき日数の合計が疾病通院保険金の支払限度日数※(パンフレット記載の日数)に到達した日の翌日以降の疾病通院の日数 ・ 【疾病通院保険金の支払条件変更特約がセットされている場合】 保険期間の開始時(疾病通院保険金の支払条件変更特約をセットしたご契約に継続加入される場合は、継続してきた最初のご契約の保険期間の開始時)より前の疾病通院の日数 (注2) 疾病入院保険金をお支払いする期間中に疾病通院された場合は、疾病通院保険金をお支払いしません。 (注3) 疾病通院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気※を発病※した場合は、疾病通院保険金を重ねてはお支払いしません。 (注4) 疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気(これと医学上因果関係がある病気※を含みます。)によって再度疾病入院に該当した場合で、前の疾病入院の終了後、後の疾病入院が開始するまでの期間中に疾病通院されたときは、その日数を疾病通院の日数に含めて疾病通院保険金をお支払します。	
	疾病入院時一時金 ★ 疾病入院時一時金補償特約 ☆ 特定精神障害補償特約セット 欄外(☆)参照	「疾病入院」の状態が、パンフレット記載の免責期間※を超えて継続した場合	<u>疾病入院時一時金額の全額</u> (注1) 1回の疾病入院※につき1回を限度にお支払いします。 (注2) 疾病入院時一時金をお支払いする期間中にさらに疾病入院時一時金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気※を発病※した場合は、疾病入院時一時金を重ねてはお支払いしません。	疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、(注)および(※5)の「病気を補償する加入プラン」を「この特約をセットしたご契約」と読み替えます。
	疾病退院時一時金 ★ 疾病退院時一時金補償特約 ☆ 特定精神障害補償特約セット 欄外(☆)参照	① 「疾病入院」の状態が14日以上継続した後に、生存して退院された場合 ② 「疾病入院」の状態が365日を超えた場合	<u>疾病退院時一時金額の全額</u> (注1) 1回の疾病入院※につき1回を限度にお支払いします。 (注2) 左記「保険金をお支払いする場合」の②により疾病退院時一時金をお支払いした後、生存して退院された場合でも、左記「保険金をお支払いする場合」の①による疾病退院時一時金を重ねてはお支払いしません。	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病長期入院時保険金 ★疾病長期入院時保険金補償(90日ごと用)特約 ☆特定精神障害補償特約セット 欄外(☆)参照	「疾病入院」の状態が90日以上となった場合	<u>疾病長期入院時保険金額の全額</u> (注)1回の疾病入院※における疾病入院の日数 ^(*) が、疾病入院を開始した日からその日を含めて90日の整数倍となることに、お支払いします。 (※)疾病入院保険金の支払限度日数※(パンフレット記載の日数)に到達した日の翌日以降の疾病入院の日は含みません。	疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、(注)および(※5)の「病気を補償する加入プラン」を「この特約をセットしたご契約」と読み替えます。
疾病集中治療室等利用時一時保険金 ★疾病による集中治療室等利用時一時保険金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット 欄外(☆)参照	「疾病入院」に該当し、疾病入院保険金の支払対象期間※(パンフレット記載の日数)中に集中治療室管理等※を受けた場合	<u>疾病入院保険金日額</u> × <u>20</u> (注1)1回の疾病入院※につき1回を限度とします。 (注2)疾病集中治療室等利用時一時保険金をお支払いする疾病入院の期間中にさらに疾病集中治療室等利用時一時保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気※を発病※した場合は、疾病集中治療室等利用時一時保険金を重ねてはお支払いしません。	
がん診断保険金 ★がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	医師※によって、病理組織学的所見(生検)により特約記載のがん(悪性新生物)※に罹患したことが診断され、治療※を開始された場合(保険期間中にがんを診断された場合に限り。) (注1)病理組織学的所見(生検)が得られない場合、他の所見による診断も認めることがあります。 (注2)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 がん診断保険金を補償する加入プランに継続加入の場合で、被保険者ががん(悪性新生物) ^(*) を発病※した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ① がん(悪性新生物) ^(*) を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ② この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、がん(悪性新生物) ^(*) を発病した時が、がん診断時の属する日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (※)がん(悪性新生物)と医学上因果関係がある病気※を含みます。	<u>がん診断保険金額の全額</u> (注1)保険期間中1回に限り。ます。 (注2)被保険者が医師※から傷病名の告知を受けていないことにより保険金を請求できない場合は、法律上の配偶者が被保険者に代わって保険金を請求することができます。なお、被保険者に法律上の配偶者がいない場合には、被保険者と生計を共にする配偶者以外の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。)が被保険者に代わって保険金を請求することができます。	疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」((注)を除きます。)のほか、次の場合は保険金をお支払いしません。 ●がん診断時が、この保険契約の始期日 ^(※) より前の場合 ●既に保険金をお支払いしたがんの再発・転移によるがん(既に保険金をお支払いしたがんと同じ部位に再発したがんを含みます。) など (※)この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の始期日をいいます。
抗がん剤治療保険金 ★抗がん剤治療特約 ☆保険金の請求に関する特約セット	保険期間の開始後 ^(※1) に発病※したがん(悪性新生物)※の治療※のため、保険期間中に抗がん剤 ^(※2) 治療を開始した場合 (注1)同一の月に複数回の抗がん剤治療を受けた場合は、1つの抗がん剤治療についてのみ保険金をお支払いします。	抗がん剤治療を受けた月ごとに次の額をお支払いします。 <u>抗がん剤治療保険金額</u> × <u>下表の倍率</u> 次ページへつづく	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるがん(悪性新生物)※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるがん(悪性新生物) ●戦争、その他の変乱※、暴動によるがん(悪性新生物)(テロ行為によるがん(悪性新生物)は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ^(※1) 次ページへつづく

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合																										
抗がん剤治療保険金 ★抗がん剤治療特約 ☆保険金の請求に関する特約セット	前ページからのつづき (注2)先進医療に該当するもの、治験薬剤による治療は補償の対象になりません。 (注3)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 この特約をセットした加入プランに継続加入の場合で、被保険者が抗がん剤治療の原因となったがん(悪性新生物)を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ① がん(悪性新生物)を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ② この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、がん(悪性新生物)を発病した時が、そのがんによる抗がん剤治療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前である場合は、②により算出した額をお支払いします。 (※1)抗がん剤治療を補償する加入プランに継続加入される場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。 (※2)投薬または処方された時点で、がんを適応症として厚生労働大臣により承認されている次の①および②のいずれにも該当する薬剤をいいます。 ① 厚生労働大臣による製造販売の承認時に、被保険者の罹患したがんの治療に対する効能または効果が認められた薬剤 ② 世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち、次に分類される薬剤 <table><tr><td colspan="2">世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類</td></tr><tr><td colspan="2">L01. 抗悪性腫瘍薬</td></tr><tr><td colspan="2">L02. 内分泌療法(ホルモン療法)^(※3)</td></tr><tr><td colspan="2">L03. 免疫賦活薬</td></tr><tr><td colspan="2">L04. 免疫抑制剤</td></tr><tr><td colspan="2">V10. 治療用放射性医薬品</td></tr></table> (※3)内分泌療法(ホルモン療法)とは、がん細胞の発育・増殖を阻止するために、がん細胞の発育・増殖を促進するホルモンと拮抗する他のホルモンを投与したり、ホルモンの生成や作用を減弱させる薬剤を投与したりする療法をいいます。	世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類		L01. 抗悪性腫瘍薬		L02. 内分泌療法(ホルモン療法) ^(※3)		L03. 免疫賦活薬		L04. 免疫抑制剤		V10. 治療用放射性医薬品		前ページからのつづき <table><tr><td>世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類・がんの種類</td><td>倍率</td></tr><tr><td>L01. 抗悪性腫瘍薬</td><td>2</td></tr><tr><td>L02. 内分泌療法(ホルモン療法)^(※)</td><td>1</td></tr><tr><td>乳がん、前立腺がん 上記以外のがん</td><td>2</td></tr><tr><td>L03. 免疫賦活薬</td><td>2</td></tr><tr><td>L04. 免疫抑制剤</td><td>2</td></tr><tr><td>V10. 治療用放射性医薬品</td><td>2</td></tr></table> (注)保険期間を通じて抗がん剤治療保険金額の120倍が限度となります。 (※)内分泌療法(ホルモン療法)とは、がん細胞の発育・増殖を阻止するために、がん細胞の発育・増殖を促進するホルモンと拮抗する他のホルモンを投与したり、ホルモンの生成や作用を減弱させる薬剤を投与したりする療法をいいます。	世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類・がんの種類	倍率	L01. 抗悪性腫瘍薬	2	L02. 内分泌療法(ホルモン療法) ^(※)	1	乳がん、前立腺がん 上記以外のがん	2	L03. 免疫賦活薬	2	L04. 免疫抑制剤	2	V10. 治療用放射性医薬品	2	前ページからのつづき ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるがん(悪性新生物) ^(※1) など (注)保険期間の開始時 ^(※2) より前に発病 [※] したがん(悪性新生物)(転移したがん ^(※3) を含みます)については保険金をお支払いしません。ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、がんを発病した時が、そのがんによる抗がん剤治療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (※1)これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (※2)この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約のご加入時をいいます。 (※3)転移したがんとは、原発巣(最初にがんが発生した場所をいいます。)が同じであると診断されたがんをいい、そのがんと同じ部位に再発したがんを含みます。
	世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類																												
	L01. 抗悪性腫瘍薬																												
	L02. 内分泌療法(ホルモン療法) ^(※3)																												
	L03. 免疫賦活薬																												
	L04. 免疫抑制剤																												
	V10. 治療用放射性医薬品																												
	世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類・がんの種類	倍率																											
	L01. 抗悪性腫瘍薬	2																											
	L02. 内分泌療法(ホルモン療法) ^(※)	1																											
乳がん、前立腺がん 上記以外のがん	2																												
L03. 免疫賦活薬	2																												
L04. 免疫抑制剤	2																												
V10. 治療用放射性医薬品	2																												

保険金の種類	保険金をお支払いする場合		保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
三大疾病診断保険金 ★三大疾病診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	医師※によって、特約記載の三大疾病(がん(悪性新生物)※、急性心筋梗塞、脳卒中をいいます。)(に罹患、発病※したことが診断され、治療※を開始し、下表の支払要件を充足した場合(保険期間中にがんと診断された場合、または急性心筋梗塞もしくは脳卒中により入院※された場合に限り、)。		三大疾病診断保険金額の全額 (注1)保険期間中1回に限り、 (注2)被保険者が医師※から傷病名の告知を受けていないことにより保険金を請求できない場合は、法律上の配偶者が被保険者に代わって保険金を請求することができます。なお、被保険者に法律上の配偶者がいない場合には、被保険者と生計を共にする配偶者以外の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。)(が被保険者に代わって保険金を請求することができます。	疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」((注)を除きます。)(のほか、次の場合は保険金をお支払いしません。 ●がん(悪性新生物)※、急性心筋梗塞または脳卒中を発病※した時が、この保険契約の始期日(※)より前の場合 ●既に保険金をお支払いしたがんの再発・転移によるがん(既に保険金をお支払いしたがんと同じ部位に再発したがんを含みます。) ●既に保険金をお支払いした急性心筋梗塞または脳卒中(これと医学上因果関係がある急性心筋梗塞または脳卒中を含みます。) など (※)この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の始期日をいいます。
	支払事由	支払要件		
	がん(悪性新生物)に罹患したこと。 ただし、病理組織学的所見(生検)(※1)により診断された場合に限り、	—		
	急性心筋梗塞を発病したこと。	その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として入院を開始したこと。		
	脳卒中を発病したこと。	その脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始したこと。		
	(※1)病理組織学的所見(生検)が得られない場合、他の所見による診断も認めることがあります。 (注)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 三大疾病診断保険金を補償する加入プランに継続加入の場合で、被保険者ががん(悪性新生物)、急性心筋梗塞または脳卒中(※2)を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ① がん(悪性新生物)、急性心筋梗塞または脳卒中を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ② この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、がん(悪性新生物)、急性心筋梗塞または脳卒中を発病した時が、がん診断時または急性心筋梗塞もしくは脳卒中による入院の開始時からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (※2)がん(悪性新生物)、急性心筋梗塞または脳卒中と医学上因果関係がある病気※を含みます。			

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
介護一時金 本人介護 ★介護一時金支払特約	保険期間中に、被保険者^(※1)が要介護状態(要介護3以上の状態)[※]となり、パンフレット記載のフランチイズ期間[※]を超えて継続した場合^(※2) (※1)この特約の被保険者として加入者証等に記載された方をいいます。 (※2)要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護一時金支払特約用)がセットされている場合は、「要介護状態(要介護3以上の状態)」を「要介護状態(要介護2以上の状態)[※]」と読み替えます。 (注)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 被保険者が要介護状態となった場合に補償する加入プランに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ① 要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ② この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。	介護一時金額の全額 (注)介護一時金をお支払いした場合、この特約は失効します。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態 ●自動車等[※]の無資格運転、酒気帯び運転[※]中の事故による要介護状態 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用による要介護状態(ただし、治療[※]を目的として医師[※]がこれらのものをういた場合は、保険金をお支払いします。) ●アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態(ただし、治療[※]を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱[※]、暴動による要介護状態(テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態 ●原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群[※]、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの[※] ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気(加入者証等に記載されます。その病気と医学上因果関係がある病気[※]を含みません。) など (注)保険期間の開始時^(※1)より前に要介護状態の原因となった事由^(※2)が発生した場合は、保険金をお支払いしません。 ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由^(※2)が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、介護一時金をお支払いします。 (※1)この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (※2)公的介護保険制度[※]を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が発生した場合を含みます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
親介護一時金 親介護 ★親介護一時金支払特約	保険期間中に、特約被保険者^(※1)が要介護状態(要介護3以上の状態)[※]となり、パンフレット記載のフランチャイズ期間[※]を超えて継続した場合^(※2) (※1)普通保険約款の被保険者の親(姻族を含みます。)のうち、この特約の被保険者として加入者証等に記載された方をいいます。 (※2)要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護一時金支払特約用)がセットされている場合は、「要介護状態(要介護3以上の状態)」を「要介護状態(要介護2以上の状態)[※]」と読み替えます。 (注1)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 親が要介護状態となった場合に補償する加入プランに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ① 要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ② この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。 (注2)特約被保険者が保険金請求者となります。なお、特約被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、同居または生計を共にする配偶者等が保険金を請求できることがあります。詳細は＜代理請求人について＞をご覧ください。	親介護一時金額の全額 (注)親介護一時金をお支払いした場合、この特約は失効します。	●保険契約者、特約被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態 ●自動車等[※]の無資格運転、酒気帯び運転[※]中の事故による要介護状態 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用による要介護状態(ただし、治療[※]を目的として医師[※]がこれらのものを用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態(ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱[※]、暴動による要介護状態(テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態 ●原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群[※]、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの[※]など (注)保険期間の開始時^(※1)より前に要介護状態の原因となった事由^(※2)が発生した場合は、保険金をお支払いしません。 ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由^(※2)が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、親介護一時金をお支払いします。 (※1)この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (※2)公的介護保険制度[※]を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が発生した場合を含みます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
先進医療費用保険金 ★先進医療費用保険金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット	ケガ[※]または病気[※]の治療[※]のため、保険期間中に日本国内において先進医療^(※1)を受けた場合で、被保険者が先進医療に伴う費用を負担されたとき。 (注1)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 先進医療に伴う費用を補償する加入プランに継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気^(※2)を発病[※]した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、先進医療費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ① ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ② この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気^(※2)を発病した時が、そのケガまたは病気によって先進医療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (※1)「先進医療」とは、治療を受けた日現在において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りまゝす。)をいいます。医療技術、医療機関および適応症等が先進医療に該当しない場合、支払対象外となります。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。受療された日現在において、先進医療に該当しない場合、お支払いの対象外となります。 (※2)先進医療の原因となった病気と医学上因果関係がある病気[※]を含みます。 (注2)がんのみ補償特約がセットされている場合は、がんのみ補償特約は適用されず、がん(悪性新生物)[※]以外の病気も補償対象となります。 (注3)女性特定疾病のみ補償特約がセットされている場合は、女性特定疾病のみ補償特約は適用されず、女性特定疾病[※]以外の病気も補償対象となります。	被保険者が負担された次の費用を被保険者にお支払いします。 ア. 先進医療に要する費用^(※) イ. 先進医療を受けるための病院等との間の交通費(転院、退院のための交通費を含みます。) ウ. 先進医療を受けるための宿泊費(1泊につき1万円限度) (※)先進医療を受けた場合の費用のうち、保険外併用療養費およびこれに伴う一部負担金以外の費用をいいます。ただし、保険外併用療養費には、保険外併用療養費に相当する家族療養費を含みます。なお、保険外併用療養費とは、公的医療保険制度から給付される部分をいい、一部負担金とは公的医療保険制度と同様の本人負担金をいいます。 (注1)加害者等から支払われる損害賠償金などがある場合は、被保険者が負担された費用から差し引きます。 (注2)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、先進医療費用保険金額が限度となります。 (注3)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	傷害保険金および疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」の(注)を次のとおり読み替えます。 (注)保険期間の開始時^(※5)より前に被ったケガまたは発病[※]した病気^(※4)については保険金をお支払いしません。 ただし、先進医療に伴う費用を補償する加入プランに継続加入された場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、そのケガまたは病気による先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (※4)その病気と医学上因果関係がある病気[※]を含みます。 (※5)先進医療に伴う費用を補償する加入プランに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
所得補償保険金 ★所得補償(MS&A D型)特約 ☆骨髄採取手術に伴う入院補償特約(所得補償特約用)セット	保険期間中に、ケガ[※]、病気[※]または骨髄採取手術[※]により就業不能[※]となり、その状態が所得補償保険金の免責期間[※](パンフレット記載の日数)を超えて継続した場合 (注1)【再度就業不能となった場合の取扱い】 所得補償保険金の免責期間を超える就業不能の終了後、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過する日までに、その就業不能の原因となったケガまたは病気によって再度就業不能になった場合には、前の就業不能と後の就業不能を合わせて「同一の就業不能」として取り扱います。 (注2)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 就業不能を補償する加入プランに継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気^(*)を発病[※]した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ① ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ② この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。 (*)就業不能の原因となった病気と医学上因果関係がある病気[※]を含みます。	$\frac{\text{所得補償保険金額} \times \text{就業不能期間※の月数} + \text{所得補償保険金額} \times \text{就業不能期間のうち1か月に満たない期間の日数}}{30}$ (注1)所得補償保険金額が被保険者の平均月間所得額[※]を超えている場合には、平均月間所得額を所得補償保険金額として保険金のお支払額を計算します。 (注2)原因または時を異にして発生したケガ[※]、病気[※]または骨髄採取手術[※]により就業不能期間が重複する場合、その重複する期間に対して、重ねては保険金をお支払いしません。 (注3)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ[※]や病気[※] ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガや病気 ●麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナーなどの使用によるケガや病気(ただし、治療[※]を目的として医師[※]がこれらのものを用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●自動車等[※]の無資格運転または酒気帯び運転[※]中のケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガや病気 ●戦争、その他の変乱[※]、暴動によるケガや病気(テロ行為によるケガや病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ(天災危険補償特約(所得補償特約用)がセットされている場合は、支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガや病気 ●原因がいかんときでも、頸(けい)部症候群[※]、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの[※] ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気^(*)(加入者証等に記載されます。) などによる就業不能[※] ●精神障害^(*)を被り、これを原因として発生した就業不能 ●妊娠または出産による就業不能 ●骨髄採取手術[※]による就業不能となった時が、骨髄採取手術に伴う入院補償特約(所得補償特約用)をセットした最初のご加入日からその日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時より前である場合 (注)ご加入をお引受けした場合でも、保険期間の開始時^(*)より前に発病[※]した病気^(*)または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。 ただし、就業不能を補償する加入プランに継続加入された場合で、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生の時が、就業不能となった日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いします。 (*)1)その病気と医学上因果関係がある病気[※]を含みます。 (*)2)「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によります。 <支払対象外となる精神障害の例> 認知症、アルコール依存、薬物依存、統合失調症、気分障害、人格障害、知的障害 など (*)3)就業不能を補償する加入プランに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。
葬祭費用保険金 ★葬祭費用補償特約	補償対象者^(*)が次の①～③のいずれかに該当され、補償対象者の親族[※]が葬祭費用を負担された場合 ① 保険期間中の事故によるケガ[※]のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 次ページへつづく	補償対象者の親族[※]が葬祭費用を負担することによって被る損害に対して、葬祭費用保険金額を限度として保険金をお支払いします。 次ページへつづく	<「保険金をお支払いする場合」の①の場合> ●保険契約者、被保険者、補償対象者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ[※] ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等[※]の無資格運転、酒気帯び運転[※]または麻薬等を使用しての運転中のケガ 次ページへつづく

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
葬祭費用保険金 ★葬祭費用補償特約	前ページからのつづき ② 保険期間の開始時以降^(※2)に発病[※]した病気[※]のため、このご契約の保険期間中に死亡された場合 ③ このご契約の保険期間が終了した後であっても、疾病入院保険金が支払われるべき場合で、その原因となった病気^(※3)のため、疾病入院保険金の支払対象期間[※]が満了するまでの間^(※4)に死亡された場合。ただし、葬祭費用を補償するご契約が継続されなかった場合に限りします。 (注)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 葬祭費用を補償する加入プランに継続加入の場合で、補償対象者が死亡の直接の原因となった病気^(※3)を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、葬祭費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ① 病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ② この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、補償対象者が死亡の直接の原因となった病気^(※3)を発病した時が、その病気によって補償対象者が死亡した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (※1)「補償対象者」とは、普通保険約款における被保険者をいいます。 (※2)葬祭費用を補償する加入プランに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時以降とします。 (※3)その病気と医学上因果関係がある病気[※]を含みます。 (※4)365日を限度とします。	前ページからのつづき (注)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	前ページからのつづき ●脳疾患、病気[※]または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療[※]以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱[※]、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群[※]、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの[※] ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具[※]を用いて競技等[※]をしている間のケガ など <「保険金をお支払いする場合」の②または③の場合> ●保険契約者、補償対象者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気[※] ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気 ●精神障害^(※1)およびそれによる病気 ●戦争、その他の変乱[※]、暴動による病気(テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)^(※2) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気^(※2) ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気(加入者証等に記載されます。)により入院[※]された場合 など (注)保険期間の開始時^(※3)より前に発病[※]した病気^(※4)については保険金をお支払いしません。 ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、補償対象者が死亡の直接の原因となった病気^(※4)を発病した時が、その病気により補償対象者が死亡された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、葬祭費用保険金をお支払いします。 (※1)「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 IC D-10(2003年版)準拠」によります。 <支払対象外となる精神障害の例> 認知症、アルコール依存、薬物依存、統合失調症、人格障害、気分障害、知的障害 など (※2)これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (※3)この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (※4)その病気と医学上因果関係がある病気[※]を含みます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
日常生活賠償保険金 ★日常生活賠償特約	① 保険期間中の次のア、またはイ、の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ② 日本国内において保険期間中の次のア、またはイ、の偶然な事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等^(※1)を運行不能^(※2)にさせ、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ア、本人の居住の用に供される住宅^(※3)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ、被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 (※1)電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。 (※2)正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。 (※3)敷地内の動産および不動産を含みます。 (注)被保険者の範囲は、本人、配偶者[*]、同居の親族および別居の未婚[*]の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限り、)を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額⁺判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金⁻被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額⁻免責金額[*](0円) (注1)1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。 (注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3)上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4)日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受けします。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注5)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族[*]に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人(家事使用人を除きます。)が業務從事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等[*]の車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱[*]、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など
受託物賠償責任保険金 ★受託物賠償責任補償特約	保険期間中で、受託物^(※1)を住宅内保管中または一時的に住宅外で管理している間に、損壊^(※2)・紛失・盗難にあったことにより、受託物について正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負われた場合 (※1)「受託物」とは、被保険者が日本国内において、日常生活の必要に応じて他人(レンタル業者を含みます。)から預かった財産的価値を有する有体物をいいます。ただし、別記の「補償対象外となる主な『受託物』」を除きます。 (※2)「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいいます。ただし、滅失には盗難、紛失または詐欺を含みません。	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額^(※)+判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金⁻被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額⁻免責金額[*](1回の事故につき5,000円) (※)被害受託物の時価額が限度となります。 (注1)保険期間を通じ、受託物賠償責任保険金額がお支払いの限度となります。 (注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。	●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ●自動車等[*]の無資格運転、酒気帯び運転[*]または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ●自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない受託物の電氣的事故・機械的事故(故障等)による損害 ●受託物に発生した自然発火または自然爆発 ●風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(じん)その他これらに類するものの吹込みや漏入による損害 ●被保険者の職務遂行に起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任)
	次ページへつづく	次ページへつづく	次ページへつづく

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
受託物賠償責任保険金 ★受託物賠償責任補償特約	前ページからのつづき (注)被保険者の範囲は、本人、配偶者※、同居の親族および別居の未婚※の子となります。 なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。	前ページからのつづき (注3)上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、訴訟費用等をお支払いします。 (注4)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	前ページからのつづき ●航空機、船舶(原動力がもっぱら人力であるものを含みません。)、銃器、職務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●被保険者と同居の親族※に対する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●引き渡し後に発見された損壊による損害賠償責任 ●受託物を使用不能にしたことによる損害賠償責任(収益減少等) ●通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したことまたは本来の用途以外に受託物を使用したこと起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱※、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●別記の「補償対象外となる主な『受託物』」の損害 など
携行品損害保険金 ★携行品損害補償特約 ☆新価保険特約(携行品損害補償特約用)セット	保険期間中の偶然な事故(盗難・破損・火災など)により、携行品(*1)に損害が発生した場合 (*1)「携行品」とは、被保険者が住宅(敷地を含みます。)外において携行している被保険者所有の身の回り品(*2)をいいます。ただし、別記の「補償対象外となる主な『携行品』」を除きます。 (*2)「身の回り品」とは、被保険者が所有する、日常生活において職務の遂行以外の目的で使用する動産(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。	損害の額 ー 免責金額※(1回の事故につき3,000円) (注1)損害の額は、再調達価額※によって定めます。ただし、被害物が貴金属等の場合には、保険価額によって定めます。なお、被害物の損傷を修繕しうる場合には、損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもって損害の額を定め、価値の下落(格落損)は含みません。この場合においても、修繕費が再調達価額を超えるときは、再調達価額を損害の額とします。 (注2)損害の額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。)もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。 (注3)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。 (注4)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と同居する親族※の故意による損害 ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ●公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害 ●携行品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、携行品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電氣的事故・機械的事故(故障等)による損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。 ●携行品である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の携行品に発生した損害を除きます。 ●携行品の置き忘れまたは紛失による損害 ●戦争、その他の変乱※、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●別記の「補償対象外となる主な『携行品』」の損害 など

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
(住宅内生活用動産保険金)損害保険金 ★住宅内生活用動産補償特約 ☆新価保険特約(住宅内生活用動産補償特約用)セット	保険期間中の日本国内における偶然な事故(盗難・損壊 ^(※1) 、火災など)により、被保険者の居住の用に供される住宅 ^(※2) 内に所在する、被保険者または被保険者と生計を共にする親族 [※] が所有する生活用動産 ^(※3) に損害が発生した場合 (※1)「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいいます。 (※2)敷地を含みます。 (※3)「生活用動産」とは、生活の用に供する家具、什(じゅう)器、衣服、その他生活に通常必要な動産をいいます。ただし、別記の「補償対象外となる主な『生活用動産』」を除きます。	$\boxed{\text{損害の額}} - \boxed{\text{免責金額}}^{\text{※}} (1 \text{ 回の事故につき } 3,000 \text{ 円})$ (注1)損害の額は、再調達価額 [※] によって定めます。ただし、被害物が貴金属、宝玉石、書画、骨董(とう)、彫刻物等の場合には、保険価額によって定めます。なお、被害物の損傷を修繕しうる場合においては、損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもって損害の額を定め、価値の下落(格落損)は含みません。この場合においても、修繕費が再調達価額を超えときは、再調達価額を損害の額とします。 (注2)損害の額は、貴金属、宝玉石、書画、骨董(とう)、彫刻物等については、1個、1組または1対について30万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。)もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。 (注3)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、住宅内生活用動産保険金額が限度となります。 (注4)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と生計を共にする親族 [※] の故意による損害 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ●自動車等 [※] の無資格運転、酒気帯び運転 [※] または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ●公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害 ●生活用動産の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●生活用動産の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、生活用動産が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない生活用動産の電氣的事故・機械的事故(故障等)による損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。 ●生活用動産である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の生活用動産に発生した損害を除きます。 ●生活用動産の置き忘れまたは紛失による損害 ●生活用動産に加工(修理を除きます。)を施した場合、加工着手後に発生した損害 ●生活用動産に対する修理、調整の作業(点検または試運転を伴う場合には、これらを含みます。)上の過失または技術の拙劣によって発生した損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。 ●詐欺または横領によって生活用動産に発生した損害 ●楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断・打楽器の打皮の破損・楽器の音色または音質の変化による損害 ●戦争、その他の変乱 [※] 、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●別記の「補償対象外となる主な『生活用動産』」の損害 など
(住宅内生活用動産保険金)臨時費用保険金 ★住宅内生活用動産補償特約 ☆新価保険特約(住宅内生活用動産補償特約用)セット	損害保険金支払われる場合	$\boxed{\text{損害保険金}} \times \boxed{30\%}$ (注1)保険金のお支払額は、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円が限度となります。 (注2)臨時費用を補償する保険を複数(引受保険会社、他の保険会社を問いません。)ご契約の場合、臨時費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い限度額が限度となります。 (注3)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	
(住宅内生活用動産保険金)残存物取片づけ費用保険金 ★住宅内生活用動産補償特約 ☆新価保険特約(住宅内生活用動産補償特約用)セット	損害保険金支払われる場合	$\boxed{\text{残存物取片づけ費用}}^{\text{(※)}} \text{の額}$ (※)損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な次の費用をいいます。 ① 取りこわし費用 ② 取片づけ清掃費用 ③ 搬出費用 (注1)保険金のお支払額は、 $\boxed{\text{損害保険金}} \times \boxed{10\%}$ が限度となります。 (注2)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
(住宅内生活用動産保険金)失火見舞費用保険金 ★住宅内生活用動産補償特約 ☆新価保険特約(住宅内生活用動産補償特約用)セット	被保険者の居住の用に供される住宅内に所在する、被保険者または被保険者と生計を共にする親族[※]が所有する生活用動産またはそれを収容する建物から発生した火災、破裂または爆発^(※1)により、第三者の所有物^(※4)の損壊^(※5)が発生した場合 (※1)第三者^(※2)の所有物で被保険者以外の方が占有する部分^(※3)から発生した火災、破裂または爆発による場合を除きます。 (※2)保険契約者と被保険者が異なる保険契約の場合の保険契約者を含み、被保険者と生計を共にする同居の親族を含みません。 (※3)区分所有建物の共有部分を含みます。 (※4)動産については、その所有者によって現に占有されている物で、その方の占有する敷地内にあるものに限りします。 (※5)「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいいます。	<u>被災世帯の数</u> × <u>20万円</u> (注1)保険金のお支払額は、1回の事故につき、事故が発生した敷地内に所在する保険の対象の保険金額(保険金額が再調達価額^(※)を超える場合は、再調達価額とします。)の20%に相当する額が限度となります。 (注2)失火見舞費用を補償する保険を複数(引受保険会社、他の保険会社を問いません。)ご契約の場合、失火見舞費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い1被災世帯あたりの支払額に被災世帯の数を乗じた額が限度となります。 (注3)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。 (※)貴金属等の場合には、損害が発生した地および時における保険の対象の価額となります。	((住宅内生活用動産保険金)損害保険金に同じ)
救援者費用等保険金 ★救援者費用等補償特約	救援対象者[※]が次の①～③のいずれかに該当したことにより、被保険者^(※)が費用を負担された場合 ① 保険期間中に救援対象者が搭乗している航空機または船舶の行方不明または遭難した場合 ② 保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故により救援対象者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要することが警察等の公の機関により確認された場合 ③ 保険期間中に被ったケガ[※]のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または続けて14日以上入院[※]された場合 (※)「被保険者」とは、この特約により補償を受ける方で、保険契約者、救援対象者または救援対象者の親族[※]をいいます。	<u>救援者費用等の額</u> 被保険者が負担された次のア～オの費用のうち社会通念上妥当な金額をいいます。 ア. 遭難した救援対象者[※]の捜索、救助または移送する活動に要した費用 イ. 救援者[※]の現地^(※1)までの1往復分の交通費(救援者2名分まで)^(※2) ウ. 救援者の現地^(※1)および現地^(※1)までの行程での宿泊料(救援者2名分かつ1名につき14日分まで)^(※2) エ. 死亡されたまたは治療[※]を継続中の救援対象者を現地^(※1)から移送する費用 オ. 諸雑費(救援者の渡航手続費および救援対象者または救援者が現地^(※1)において支出した交通費・通信費等をいいます。)。ただし、日本国外で左記「保険金をお支払いする場合」に該当した場合は20万円が限度となり、日本国内で左記「保険金をお支払いする場合」に該当した場合は3万円が限度となります。 (※1)事故発生地または救援対象者の収容地をいいます。 (※2)上記イ、ウについては、左記「保険金をお支払いする場合」の②の場合において救援対象者の生死が判明した後または救援対象者の緊急な捜索・救助・移送もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は含みません。 (注1)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、救援者費用等保険金額が限度となります。 (注2)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者、救援対象者[※]または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失により発生した費用 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為により発生した費用 ●自動車等[※]の無資格運転、酒気帯び運転[※]または麻薬等を使用しての運転中の事故により発生した費用 ●脳疾患、病気[※]または心神喪失により発生した費用 ●妊娠、出産、早産または流産により発生した費用 ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガ[※]の治療[※]以外の外科的手術その他の医療処置により発生した費用 ●戦争、その他の変乱[※]、暴動により発生した費用(テロ行為により発生した費用は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波により発生した費用 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等により発生した費用 ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群[※]、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの[※] ●入浴中の溺水[※](ただし、急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガによって発生した場合を除きます。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)[※]によって発生した肺炎 ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間の事故により発生した費用 など

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
キャンセル費用保険金 ★キャンセル費用補償特約	被保険者、被保険者の配偶者※または被保険者の1親等内の親族の死亡、ケガ※または病気※による入院※によって、被保険者が特定のサービス(*)を受けられなくなり、ホテルの違約金などのキャンセル費用※を負担された場合 (*)「特定のサービス」とは、業として有償で提供されるサービスで、次のア〜カのいずれかに該当するものをいいます。 ただし、キャンセル事由が死亡の場合は、死亡の日からその日を含めて31日以内(ただし、被保険者の死亡の場合にはこの限りではありません。)、入院の場合は入院を開始した日からその日を含めて31日以内に提供されるサービスに限ります。 ア. 国内旅行契約、海外旅行契約に基づくサービス イ. 旅館、ホテル等の宿泊施設の提供およびそれにセットするサービス ウ. 航空機、船舶、自動車、鉄道等による旅客の輸送 エ. 宴会、パーティ用施設の提供およびそれにセットするサービス オ. 運動、教養等の趣味の指導、教授または施設の提供 カ. 演劇、音楽、美術、映画等の公演、上映、展示、興行	被保険者または被保険者の法定相続人が負担したキャンセル費用※の額ー免責金額※(1回の事故につき1,000円またはキャンセル費用の20%に相当する額のうち、いずれか高い額) (注1) 第三者から支払われた損害賠償金等の回収金がある場合には、その額を差し引いた額をお支払いします。 (注2) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、キャンセル費用保険金額が限度となります。 (注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	● 提供日を変更して、サービスの提供を受けることができる場合 ● 予約日・提供日が確認できない場合 ● サービスが職務遂行に関係するものである場合 ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ● 被保険者の闘争行為、自殺行為、犯罪行為または麻薬等の使用による損害 ● 被保険者の自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ● 妊娠、出産、早産または流産による入院※ ● 戦争、その他の変乱※、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ● 原因がいかなくとも、被保険者が頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ など (注) 被保険者、被保険者の配偶者※または被保険者の1親等内の親族の、死亡または入院の直接の原因となったケガ※または病気※が保険期間の開始日より前または保険料領収前に発生していたためキャンセル費用※を負担された場合は、保険金をお支払いしません。なお、病気の発病※の認定は、医師※の診断によります。
ホールインワン・アルバトロス費用保険金 ★ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)	日本国内のゴルフ場※において被保険者が達成した次のホールインワン※またはアルバトロス※について、達成のお祝いとして実際にかかった費用をお支払いします。 ① 次のアおよびイの両方が目撃※したホールインワンまたはアルバトロス ア. 同伴競技者※ イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ※等。具体的には次の方をいいます。) 同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ゴルフ場内の売店運営業者、ワン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティのプレイヤー、公式競技参加者、公式競技の競技委員、ゴルフ場に入出入りする造園業者・工事業者 など	次の費用のうち実際に支出した額 ア. 贈呈用記念品購入費用(*1) イ. 祝賀会に要する費用 ウ. ゴルフ場※に対する記念植樹費用 エ. 同伴キャディ※に対する祝儀 オ. その他慣習として負担することが適当な社会貢献、自然保護(*2)またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用、ゴルフ場の使用人に対する謝礼費用、記念植樹を認めないゴルフ場においてホールインワン※またはアルバトロス※を記念して作成するモニュメント等の費用(ただし、保険金額の10%が限度となります。) (*1) 贈呈用記念品には、貨幣、紙幣、有価証券、商品券等の物品切手、プリペイドカードは含まれません。ただし、被保険者が達成を記念して特に作成したプリペイドカードは贈呈用記念品に含まれます。	● 日本国外で達成したホールインワン※またはアルバトロス※ ● ゴルフ場※の経営者が、その経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ● ゴルフ場の使用人(*)が実際に働いているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス など (*)「ゴルフ場の使用人」には、臨時雇いを含みます。

次ページへつづく

次ページへつづく

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
ホールインワン・アルバトロス費用保険金 ★ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)	前ページからのつづき (注1)原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。ただし、セルフプレーでキャディを同伴していない場合でも、同伴キャディの目撃証明に替えて前記イの目撃証明がある場合に限り保険金をお支払いします。 (注2)前記アおよびイの「目撃」とは、原則ショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視することを行います。例えば、達成後にボールがカップインした状態だけを目視した場合は、「目撃」には該当しません。 ② 達成証明資料^(※1)によりその達成を客観的に証明できるホールインワンまたはアルバトロス なお、対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、 ●アマチュアゴルファーが、ゴルフ場で、パー35以上の9ホールを正規にラウンドし、 ●1名以上の同伴競技者と共に(公式競技の場合は同伴競技者は不要です。)プレー中のホールインワンまたはアルバトロスで、 ●その達成および目撃証明を引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書^(※2)により証明できるものに限りま す。 (※1)「達成証明資料」とは、ビデオ映像等によりホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等資料をいいます。 (※2)「引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書」には次のすべての方の署名または記名・押印が必要です。 (a) 同伴競技者 (b) 同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者(達成証明資料がある場合は不要です) (c) ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者 (注)この特約は、ゴルフの競技または指導を職業としている方が被保険者となる場合にはセットすることができません。	前ページからのつづき (※2)自然保護には、公益社団法人ゴルフ緑化促進会への寄付をご希望される場合などを含みます。 (注1)保険金のお支払額は、1回のホールインワンまたはアルバトロスごとにホールインワン・アルバトロス費用保険金額が限度となります。 (注2)ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数(引受保険会社、他の保険会社を問いません。)ご加入の場合、ホールインワン・アルバトロス費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。 (注3)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。 (注4)保険金のご請求には、引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書および各種費用の支払いを証明する領収書等の提出が必要となります。	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
弁護士費用等保険金・法律相談費用保険金 ★弁護士費用特約	① 日本国内における偶然な事故により保険期間中に被害^(※1)を被った被保険者が、法律上の損害賠償請求を行った場合 ② 日本国内における偶然な事故により保険期間中に被害^(※1)を被った被保険者が、法律相談[※]を行った場合^(※2) (※1)「被害」とは、被保険者が被った身体の障害または住宅・被保険者の日常生活用動産の損壊^(※3)または盗取をいいます。「身体の障害」とは、生命または身体を害することをいいます。 (※2)被害に対する法律相談が、被害の発生日からその日を含めて3年以内に開始されたときに限ります。 (※3)「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいいます。 (注)被保険者の範囲は、本人、配偶者[※]、同居の親族および別居の未婚[※]の子となります。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。	【左記「保険金をお支払いする場合」の①の場合】 <u>引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用等[※]の額^(※1)</u> 【左記「保険金をお支払いする場合」の②の場合】 <u>引受保険会社の同意を得て支出した法律相談費用[※]の額^(※2)</u> (※1)1事故^(※3)につき被保険者1名ごとに弁護士費用等保険金額が限度となります。 (※2)1事故^(※3)につき被保険者1名ごとに10万円が限度となります。 (※3)1事故とは、発生時期または発生場所にかかわらず、同一の原因から発生した一連の事故をいいます。 (注1)保険金をお支払いした後に次のいずれかに該当された場合は、弁護士費用等保険金の全部または一部を返還していただきます。 ・弁護士等への委任の取消等により着手金の返還を受けた場合 ・訴訟の判決に基づき、被害を被った被保険者が賠償義務者[※]から弁護士費用等の支払いを受けた場合で、「判決で確定された弁護士費用等の額と既にお支払いした弁護士費用等保険金の額の合計額」が「被保険者が弁護士等に支払った費用の全額」を超過したとき。 (注2)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって発生した被害 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発生した被害 ●被保険者相互間の事故によって発生した被害 ●自動車等[※]の無資格運転または酒気帯び運転[※]中の事故によって発生した被害 ●被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤またはシンナー等の影響を受けているおそれがある状態での事故 ●住宅または日常生活用動産の詐取または紛失によって発生した被害 ●専ら被保険者の業務の用に供される動産の損壊または盗取によって発生した被害 ●大気汚染、水質汚濁等の環境汚染。(環境汚染の発生が不測かつ突発的な事故による場合には、保険金の支払対象となります。) ●住宅または日常生活用動産自体の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、欠陥等による被害 ●被保険者が違法に所有・占有する財物の損壊または盗取 ●被保険者の業務遂行に直接起因する事故 ●診療、投薬、身体の整形、マッサージ等の外科的手術その他の医療処置によって発生した被害 ●妊娠、出産、早産または流産によって発生した被害 ●石綿等が有する発がん性等有毒な特性に起因する被害事故 ●外因性内分泌かく乱化学物質(医薬品としホルモン作用を持つように合成された合成ホルモンなど)の有害な特性によって発生した被害 ●電磁波障害による事故 ●日照権、騒音、悪臭等、住宅または日常生活用動産の損壊または盗取を伴わない事由にかかわる法律相談[※]を行うことによる損害 ●戦争、その他の変乱[※]、暴動によって発生した被害(テロ行為により発生した費用は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によって発生した被害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によって発生した被害 ●公権力の行使(住宅または日常生活用動産の差押え・没収・破壊等)によって発生した被害 ●被保険者が第三者との間に損害賠償に関する特別の約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任に関する弁護士費用等または法律相談費用を保険金請求権者が負担することによって被る損害 など

(☆)疾病保険金(疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病放射線治療保険金、疾病通院保険金)、疾病入院時一時金、疾病退院時一時金、疾病長期入院時保険金、疾病集中治療室等利用一時保険金

【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】

病気※を補償する加入プラン^(※1)に継続加入の場合で、被保険者が疾病入院^(※2)の原因となった病気^(※3)を発病※した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。

① 病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額

② この保険契約のお支払条件で算出した金額

ただし、病気^(※3)を発病した時が、その病気による入院^(※2)を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。

(※1)疾病入院時一時金、疾病退院時一時金、疾病長期入院時保険金、疾病集中治療室等利用一時保険金においては、「この特約をセットしたご契約」と読み替えます。

(※2)疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。

(※3)疾病入院^(※2)の原因となった病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。

補償対象外となる運動等

山岳登はん^(※1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^(※2)操縦^(※3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^(※4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗

その他これらに類する危険な運動

(※1)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)をいいます。

(※2)グライダーおよび飛行船は含みません。

(※3)職務として操縦する場合は含みません。

(※4)モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

補償対象外となる職業

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士

その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

補償対象外となる主な「携行品」

船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機・自動車・原動機付自転車・雪上オートバイ・ゴーカートおよびこれらの付属品、自転車・ハンググライダー・パラグライダー・サーフボード・ウインドサーフィン・ラジコン模型(無人機等を含みます。))およびこれらの付属品、携帯電話・PHS・ポケットベル等の携帯式通信機器・ノート型パソコン・その他の携帯式パソコン・ワープロ・タブレット端末・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品、義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器、動物、植物、株券、有価証券(乗車券等、定期券、通貨および小切手は補償の対象となります。)、印紙、切手、預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネー、漁具(釣竿、竿掛け、竿袋、リール、釣具入れ、クーラー、びく、たも網、救命胴衣およびこれらに類似のつり用に設計された用具をいいます。)、稿本(本などの原稿)・設計書・図案・証書(運転免許証およびパスポートを含みます。)、帳簿・ひな形・鋳型・木型・紙型・模型・勲章・き章・免許状その他これらに類する物(印章は補償の対象となります。)、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ

など

補償対象外となる主な「生活用動産」

船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機・自動車・原動機付自転車・雪上オートバイ・ゴーカートおよびこれらの付属品、自転車・ハンググライダー・パラグライダー・サーフボード・ウインドサーフィン・ラジコン模型(無人機等を含みます。))およびこれらの付属品、携帯電話・PHS・ポケットベル等の携帯式通信機器・ノート型パソコン・その他の携帯式パソコン・ワープロ・タブレット端末・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品、義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、動物、植物、株券、有価証券(乗車券等、定期券、通貨および小切手は補償の対象となります。)、印紙、切手、預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネー、稿本(本などの原稿)・設計書・図案・証書(運転免許証およびパスポートを含みます。)、帳簿・ひな形・鋳型・木型・紙型・模型・勲章・き章・免許状その他これらに類する物(印章は補償の対象となります。)、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ

など

補償対象外となる主な「受託物」

日本国外で受託した物、通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手、稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿、貴金属、宝石、書画、骨董(とう)、彫刻、美術品、自動車(被牽(けん)引車を含みます。)、原動機付自転車・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機およびこれらの付属品、銃砲、刀剣、上記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のその運動等のための用具、動物・植物等の生物、建物(畳、建具、浴槽、流し、ガス台、調理台、棚および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。)、門、塀・垣、物置、車庫その他の付属建物

など

特約の説明

ご加入いただくプランによっては、下表の特約がセットされます（「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は全プランに自動セットされます）。対象となる特約については、お渡しするパンフレットでご確認ください。

※印を付した用語については、別記の「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約（自動セット）	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
天災危険補償特約	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ※のときも、傷害保険金をお支払いします。 同様の取扱いとなる保険金 ・傷害入院時一時金 ・傷害退院時一時金 ・傷害長期入院時保険金 ・傷害集中治療室等利用時一時保険金 ・先進医療費用保険金
食中毒補償特約	細菌性食中毒およびウイルス性食中毒により被った身体の障害もケガ※に含まれるものとして、傷害保険金をお支払いします。ただし、傷害死亡保険金については、約款所定の特定の時間帯または特定の場所にいる間（就業中（通勤途上を含みます。）、学校等の管理下中、旅行中（日帰りの国内旅行は含みません。）、団体の管理下中、行事参加中、施設内入場中）において細菌性食中毒またはウイルス性食中毒の原因となった食物を摂取した場合に限りお支払いします。 同様の取扱いとなる保険金 ・傷害集中治療室等利用時一時保険金
熱中症危険補償特約	保険期間中の急激かつ外来による日射または熱射により被った身体の障害についても、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金または傷害通院保険金をお支払いします。 同様の取扱いとなる保険金 ・傷害集中治療室等利用時一時保険金
女性特定疾病2倍支払特約	被保険者の病気※が特約記載の女性特定疾病※であるとき、その治療※を目的とする入院※および通院※の期間ならびに手術※および放射線治療※に対して、疾病保険金を2倍にしてお支払いします。この場合、保険金の請求に関する特約が自動的にセットされます 同様の取扱いとなる保険金 ・疾病入院時一時金 ・疾病長期入院時保険金 ・疾病退院時一時金 ・疾病集中治療室等利用時一時保険金
女性特定疾病のみ補償特約	特約記載の女性特定疾病※の治療※を目的とした入院※および通院※の期間ならびに手術※および放射線治療※に限り、疾病保険金をお支払いします。この場合、保険金の請求に関する特約が自動的にセットされます。 同様の取扱いとなる保険金 ・疾病入院時一時金 ・疾病長期入院時保険金 ・疾病退院時一時金 ・疾病集中治療室等利用時一時保険金
がん2倍支払特約	被保険者の病気※が特約記載のがん（悪性新生物）※であるとき、その治療※を目的とする入院※および通院※の期間ならびに手術※および放射線治療※に対して、疾病保険金を2倍にしてお支払いします。この場合、保険金の請求に関する特約が自動的にセットされます。 同様の取扱いとなる保険金 ・疾病入院時一時金 ・疾病長期入院時保険金 ・疾病退院時一時金 ・疾病集中治療室等利用時一時保険金
がんのみ補償特約	特約記載のがん（悪性新生物）※の治療※を目的とした入院※および通院※の期間ならびに手術※および放射線治療※に限り、疾病保険金をお支払いします。この場合、保険金の請求に関する特約が自動的にセットされます。 同様の取扱いとなる保険金 ・疾病入院時一時金 ・疾病長期入院時保険金 ・疾病退院時一時金 ・疾病集中治療室等利用時一時保険金
三大疾病2倍支払特約	被保険者の病気※が特約記載の三大疾病（がん（悪性新生物）※、急性心筋梗塞、脳卒中のうち、特約記載の病気をいいます。）であるとき、その治療※を目的とする入院※および通院※の期間ならびに手術※および放射線治療※に対して、疾病保険金を2倍にしてお支払いします。この場合、保険金の請求に関する特約が自動的にセットされます。 同様の取扱いとなる保険金 ・疾病入院時一時金 ・疾病長期入院時保険金 ・疾病退院時一時金 ・疾病集中治療室等利用時一時保険金
保険金の請求に関する特約	被保険者が医師※から傷病名の告知を受けていないことにより保険金を請求できない場合は、法律上の配偶者が被保険者に代わって保険金を請求することができます。 （注）被保険者に法律上の配偶者がいない場合には、被保険者と生計を共にする配偶者以外の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。）が被保険者に代わって保険金を請求することができます。 本特約が適用される傷病名 ・がん（悪性新生物）※ ・三大疾病 ・女性特定疾病※
疾病手術保険金等支払倍率変更特約	疾病手術保険金について、入院※中に受けた手術※の場合のお支払額を、[疾病入院保険金日額]×20に変更します。
天災危険補償特約（所得補償特約用）	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ※による就業不能※の場合も、所得補償保険金をお支払いします。

セットする特約	特約の説明
家族型への変更に関する特約	被保険者の範囲を、「契約概要のご説明」の「被保険者の範囲」に記載のとおり変更します。
夫婦型への変更に関する特約	

●柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数および就業不能期間の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

※印の用語のご説明

用語	説明													
あ														
アルバトロス	ホールインワン※以外で、各ホールの基準打数よりも3つ少ない打数でカップインすることをいいます。													
医学上因果関係がある病気	医学上重要な関係にある一連の病気※をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。													
医学的他覚所見のないもの	被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。													
医師	被保険者以外の医師をいいます。 <table><tr><th>特約名称</th><th>特約固有の「医師」の範囲</th></tr><tr><td>救援者費用等補償特約</td><td>救援対象者※以外の医師</td></tr><tr><td>葬祭費用補償特約</td><td>補償対象者以外の医師</td></tr><tr><td>特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約</td><td>補償対象者および被保険者以外の医師</td></tr><tr><td>介護一時金支払特約</td><td>保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師</td></tr><tr><td>親介護一時金支払特約</td><td>保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師</td></tr></table>		特約名称	特約固有の「医師」の範囲	救援者費用等補償特約	救援対象者※以外の医師	葬祭費用補償特約	補償対象者以外の医師	特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約	補償対象者および被保険者以外の医師	介護一時金支払特約	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師	親介護一時金支払特約	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師
特約名称	特約固有の「医師」の範囲													
救援者費用等補償特約	救援対象者※以外の医師													
葬祭費用補償特約	補償対象者以外の医師													
特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約	補償対象者および被保険者以外の医師													
介護一時金支払特約	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師													
親介護一時金支払特約	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師													
1回の疾病入院	疾病入院の退院日の翌日(※)からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気※(これと医学上因果関係がある病気※を含みます。))によって再度疾病入院に該当した場合には、前の疾病入院と後の疾病入院を合わせて「1回の疾病入院」として取り扱います。 (※)疾病入院時一時金、疾病退院時一時金、疾病長期入院時保険金においては、「退院日の翌日」を「退院日」と読み替えます。													
か														
がん(悪性新生物)	上皮内新生物を含みます。 抗がん剤治療特約においては、上皮内新生物を含みません。													
ギブス等	ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するもの(硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギブスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸(けい)椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。)をいいます。													
キャンセル費用	サービスの提供を受けられない場合にかかる取消料、違約金等、そのサービスに係る契約に基づき、払戻しを受けられない費用または支払を要する費用で、被保険者に対して提供されるサービスに係る費用に限りま。ただし、被保険者がサービスの提供を受けられなくなった場合において、被保険者に同行する被保険者の配偶者※もサービスの提供を受けられなくなったときは、配偶者に対して提供されるサービスに係る費用も含むものとします。													
救援者	救援対象者※の捜索、救助、移送、看護または事故処理を行うために現地へ赴く救援対象者の親族※(これらの方の代理人を含みます。)をいいます。													
救援対象者	普通保険約款における被保険者をいいます。													
競技等	競技、競争、興行(※)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。 <table><tr><td>試運転に訓練を含む特約(ただし、自動車等※の運転資格を取得するための訓練は含みません。)</td></tr><tr><td>・交通事故危険のみ補償特約</td></tr></table> (※)いずれもそのための練習を含みます。		試運転に訓練を含む特約(ただし、自動車等※の運転資格を取得するための訓練は含みません。)	・交通事故危険のみ補償特約										
試運転に訓練を含む特約(ただし、自動車等※の運転資格を取得するための訓練は含みません。)														
・交通事故危険のみ補償特約														
行政書士が行う相談	行政書士法第1条の3(業務)第1項第4号に規定する相談をいいます。													
頸(けい)部症候群	いわゆる「むちうち症」をいいます。													
ケガ	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。 「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。 「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状(※1)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。 ① 細菌性食中毒(※2) ② ウイルス性食中毒(※2) (※1)継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。 (※2)食中毒補償特約がセットされている場合は、お支払いの対象となります。ただし、傷害死亡保険金については、約款所定の条件に該当した特定の時間帯または特定の場所にいる間(就業中(通勤途上を含みます。)、学校等の管理下中、旅行中(日帰りの国内旅行は含みません。)、団体の管理下中、行事参加中、施設内入場中等)において細菌性食中毒またはウイルス性食中毒の原因となった食物を摂取した場合に限り傷害保険金をお支払いします。													
ケガを被った所定の部位	次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。 ・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱 ・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。)。ただし、長管骨を含めギブス等※の固定具を装着した場合に限りま。 ・肋骨・胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部にギブス等の固定具を装着した場合に限りま。													
後遺障害	治療※の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの※を除きます。													

用語	説明								
交通事故	次の事故をいいます。 ① 運行中の交通乗用具※との衝突、接触等(*) ② 運行中の交通乗用具の衝突、接触、火災、爆発等(*) ③ 運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置またはその装置のある室内に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故(異常かつ危険な方法で搭乗している場合は含みません。) ④ 乗客として交通乗用具の改札口を入れてから改札口を出るまでの間の急激かつ偶然な外来の事故 ⑤ 道路通行中の、工作用自動車との衝突、接触等または工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等の事故(*) (ただし、作業機械としてのみ使用されている工作用自動車に限ります。) ⑥ 交通乗用具の火災 (*) 立入禁止の工事現場内、建設現場内、レーシング場のサーキット内、鉄道敷地内等で、かつ、一般には開放されていない状況にある場所で発生した事故は除きます。								
交通乗用具	電車、自動車(スノーモービルを含みます。)、原動機付自転車、自転車、航空機、ヨット、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、エレベーター等、特約に定められたものをいいます。								
公的介護保険制度	介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。								
誤嚥(えん)	食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入することをいいます。								
骨髄採取手術	組織の機能に障害がある方に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合は含みません。								
ゴルフ場	ホールインワン・アルパロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)においては、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための有料の施設で、9ホール以上を有するものをいいます。								
さ									
再調達価額	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります。								
自転車	ペダルまたはハンド・クラックを用い、かつ、人の力により運転する2輪以上の車(レールにより運転する車、身体障害者用車いすおよび幼児用の3輪以上の車を含みません。)およびその付属品(積載物を含みます。)をいいます。								
自転車事故	次の事故をいいます。 ① 自転車※に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故 ② 運行中の自転車との衝突、接触								
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。								
支払限度日数	支払対象期間※内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数とします。 <table><tr><td colspan="4">適用される保険金の名称</td></tr><tr><td>・傷害入院保険金</td><td>・傷害通院保険金</td><td>・疾病入院保険金</td><td>・疾病通院保険金</td></tr></table>	適用される保険金の名称				・傷害入院保険金	・傷害通院保険金	・疾病入院保険金	・疾病通院保険金
適用される保険金の名称									
・傷害入院保険金	・傷害通院保険金	・疾病入院保険金	・疾病通院保険金						
支払対象期間	支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院※が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。 <table><tr><td colspan="4">適用される保険金の名称</td></tr><tr><td>・傷害入院保険金</td><td>・傷害通院保険金</td><td>・疾病入院保険金</td><td>・疾病通院保険金</td></tr></table>	適用される保険金の名称				・傷害入院保険金	・傷害通院保険金	・疾病入院保険金	・疾病通院保険金
適用される保険金の名称									
・傷害入院保険金	・傷害通院保険金	・疾病入院保険金	・疾病通院保険金						
司法書士が行う相談	司法書士法第3条(業務)第1項第5号および同項第7号に規定する相談をいいます。								
就業不能	ケガ※または病気※を被り、入院※していることまたは治療※を受けている(就業不能の原因が骨髄採取手術※の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している)ことにより、加入者証等記載の業務に全く従事できない状態をいいます。なお、ケガまたは病気によって死亡された後、あるいはケガまたは病気が治癒した後は就業不能とはいいません。								
就業不能期間	てん補期間※内における被保険者の就業不能※の日数(就業不能の原因が骨髄採取手術※の場合は、就業不能の日数に4日を加えた日数)をいいます。								
集中治療室管理等	次のいずれにも該当する診療行為をいいます。 ① 厚生労働省告示に定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長または地方厚生支局長に届け出た病院において、内科系、外科系を問わず、呼吸、循環、代謝その他の重篤な急性機能不全の患者に対して、医師※の必要と認める治療看護を強力かつ集中的に行う診療行為 ② 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表において、次のいずれかの算定対象となる診療行為(*) ア. 救命救急入院料 イ. 集中治療室管理料(*) (*) ①診療行為には、歯科診療報酬点数表に列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても算定対象として列挙されている診療行為を含みます。 (*) ②集中治療室管理料とは、医科診療報酬点数表において列挙されている診療行為の名称中に「集中治療室管理料」を含むものをいいます。								
酒気帯び運転	道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等※を運転することをいいます。								
手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(*)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。 ② 先進医療※に該当する診療行為(*) (*) ①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。 (*) ②の診療行為は、治療※を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限りません。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。								
乗用具	自動車等※、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。								

用語		説明
女性特定疾病		次の病気をいいます。 一部の中皮腫・カボジ肉腫などを除くがん(悪性新生物)※、乳房・子宮・卵巣・腎尿路・甲状腺など特定部位の良性新生物、栄養性貧血など特定の貧血、紫斑病、血小板減少症、甲状腺障害、クッシング症候群・卵巣機能障害などの特定の内分泌腺障害、慢性リウマチ性心疾患、外陰静脈瘤、低血圧(症)、乳房切除後リンパ浮腫症候群、胆石症・胆のう炎など特定の胆のうの病気、関節リウマチ、全身性結合組織障害、ネフローゼ症候群・慢性腎不全など特定の腎臓・尿道の病気、乳房の障害、女性骨盤臓器の炎症性疾患、女性生殖器の非炎症性障害、帝王切開などを除く妊娠・分娩・産じょくにかかわる病気 など特約記載の病気
所得補償保険金の免責期間		就業不能※開始から起算して、継続して就業不能である一定の期間(加入者証等記載の日数)をいいます。この期間は保険金支払いの対象となりません。ただし、骨髄採取手術※による就業不能の場合には免責期間を適用しません。
親族		6親等内の血族、配偶者※および3親等内の姻族をいいます。
先進医療		手術※(疾病補償特約をセットする場合は手術または放射線治療※)を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります。)をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
その他の変乱		外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
た		
治療		医師※が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
通院		病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療※を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。
溺水		水を吸引したことによる窒息をいいます。
てん補期間		所得補償保険金の免責期間※終了日の翌日から起算する一定の期間(加入者証等記載の期間をいいます。)をいいます。ただし、所得補償保険金の保険金額を個別に設定した複数のてん補期間を設けた契約の2番目以降のてん補期間については、その直前のてん補期間の終了日の翌日から起算するものとします。
同伴キャディ		被保険者がホールインワン※またはアルバトロス※を達成したゴルフ場※に所属し、被保険者のゴルフ競技の補助者としてホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に使用していたキャディをいいます。
同伴競技者		被保険者がホールインワン※またはアルバトロス※を達成した時に、被保険者と同一組で競技していた方をいいます。
特定感染症		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に規定する次のいずれかの感染症をいいます。 ①一類感染症 ②二類感染症 ③三類感染症 ④指定感染症(*) (*)指定感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。
な		
入院		自宅等での治療※が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師※の管理下において治療に専念することをいいます。
は		
配偶者		婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
賠償義務者		被保険者に発生した被害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
発病		医師※が診断(*)した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。 (*)人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
病気		被保険者が被ったケガ※以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。
フランチャイズ期間		加入者証等記載の期間をいい、要介護状態※がこの期間を超えて継続しなかった場合、お支払いの対象となりません。
平均月間所得額		所得補償保険金の免責期間※が始まる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により調整を行います。
弁護士費用等		損害賠償に関する争訟についての次のいずれかに該当する費用をいい、法律相談費用※を除きます。ただし、保険金請求権者が、これらの費用を支出する際の手続き等を行うことによって得られなくなった収入は対象となりません。 ① あらかじめ引受保険会社の承認を得て保険金請求権者が委任した弁護士、司法書士または行政書士に対する弁護士報酬(*)、司法書士報酬(*)または行政書士報酬(*) ② 訴訟費用、仲裁、和解もしくは調停に要した費用およびその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用 (*)1) 弁護士または司法書士に委任した事件の対象に基づき算定される着手金・手数料、および委任によって確保された利益に基づき算定される報酬金をいいます。 (*)2) 書類の作成および書類の提出手続きの代理の対価として算定される金額をいいます。
放射線治療		次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為 ② 先進医療※に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (注)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。

用語		説明
法律相談		次のいずれかに該当する行為をいい、口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等、一般的にその資格者の行う相談の範囲内と判断することが妥当であると認められる行為を含みます。なお、訴訟事件、非訟事件、行政庁に対する不服申立事件に関する行為 ^(*) 、書面による鑑定、法律関係の調査、書類作成および法律事務の執行等は含まないものとします。 ① 弁護士が行う法律相談 ② 司法書士が行う相談 [※] ③ 行政書士が行う相談 [※] (*)審査請求、異議申立て、再審査請求等をいいます。
法律相談費用		法律相談 [※] の対価として弁護士、司法書士または行政書士に支払われるべき費用をいいます。なお、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料および日当は含みません。
ホールインワン		各ホールの第1打が直接カップインすることをいいます。
ま		
未婚		これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責期間		支払いの対象とならない期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。 適用される保険金の名称 ・傷害入院時一時金 ・疾病入院時一時金
免責金額		支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
目撃		被保険者が打ったボールがホールにカップインしたことを、その場で確認することをいいます。例えば、ショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視せずに、達成後にボールがカップインした状態だけを目視した場合は該当しません。
や		
要介護状態(要介護3以上の状態)		次のいずれかに該当する状態をいいます。 ①公的介護保険制度 [※] の第1号被保険者(65才以上) 要介護3以上の要介護認定の効力が生じた状態 ②公的介護保険制度の第2号被保険者(40才以上65才未満) 要介護3以上の要介護認定の効力が生じた状態。ただし、原因が公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病(初老期における認知症等の16疾病)に該当しない場合は、要介護3以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態とします。 ③公的介護保険制度の被保険者以外(40才未満) 要介護3以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態
要介護状態(要介護2以上の状態)		次のいずれかに該当する状態をいいます。 ①公的介護保険制度 [※] の第1号被保険者(65才以上) 要介護2以上の要介護認定の効力が生じた状態 ②公的介護保険制度の第2号被保険者(40才以上65才未満) 要介護2以上の要介護認定の効力が生じた状態。ただし、原因が公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病(初老期における認知症等の16疾病)に該当しない場合は、要介護2以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態とします。 ③公的介護保険制度の被保険者以外(40才未満) 要介護2以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態

ご注意事項（必ずお読みください）

ご加入にあたっての注意事項

- この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。
- 経営破綻した場合等の保険契約者の保護について
・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。
【病気の補償】
保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。
【ケガの補償】
保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
【上記以外の補償】
保険金、解約返れい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社または代理店・扱者までお問合わせください。
- お客さまのご加入内容が登録されることがあります。
損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。
- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- 税法上の取扱い(2024年5月現在)
払い込んでいただく保険料のうち、疾病保険金部分の保険料等は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。
(注1) 傷害保険金部分の保険料等は、保険料控除の対象となりません。特に、「ケガのみ」のセットの場合、保険料控除の対象となる保険料はありませんので、ご注意ください。
(注2) なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

保険金をお支払いする場合に該当したときの手續

- 保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡
保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手續につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- 保険金のご請求時にご提出いただく書類
被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
【ご提出いただく書類】 以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの
○引受保険会社所定の保険金請求書 ○公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書 ○引受保険会社所定の同意書
○死亡診断書 ○事故原因・損害状況に関する資料 ○引受保険会社所定の診断書
○診療状況申告書 ○損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類^(*)
○他から支払われる損害賠償金^(*)・保険金、給付金等の額を確認する書類
○被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写) 等)
○引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類^(*)
○休業・所得証明書^{(*)2} ○所得を証明する書類(源泉徴収票、確定申告書 等)^{(*)2}
(*)1 賠償責任を補償するプランにご加入の場合 (※2) 所得を補償するプランにご加入の場合
事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。
- 代理請求人について
高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいないうちは、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。また、本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。
(注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)」
②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」
③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「上記①以外の配偶者^(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」
(*) 法律上の配偶者に限ります。

●保険金支払いの履行期

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(※1)をご提出いただきしてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認^(※2)を終えて保険金をお支払いします。^(※3)

- (※1) 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。
- (※2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
- (※3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

[賠償責任を補償するプランにご加入の場合]

- 法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

＜示談交渉サービス＞

日本国内において発生した、日常生活賠償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。なお、示談交渉をお引受けした場合でも、話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

＜示談交渉を行うことができない主な場合＞

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- 相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

詳細は、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)または引受保険会社のホームページをご覧ください。

このパンフレット別冊は、団体総合生活補償保険の概要を説明したものです。ご加入の内容は、団体総合生活補償保険普通保険約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

健康状況告知書ご記入のご案内（必ずお読みください）

以下の注意点をお読みいただき、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

○継続加入の場合で、保険責任を加重^(*)することなく継続いただく場合には、あらためて健康に関する告知をいただく必要はありません。

(*)保険金額の増額、支払限度日数の延長、免責期間の短縮、てん補期間の延長等、疾病に関する補償を拡大することをいいます。

1. 健康に関する告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者（補償の対象者）ご自身（WEBでお申込みいただく場合はお申込人）が、ありのままを正確に漏れなくご回答ください。

（注）告知時における年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちのいずれかの方がご回答ください。

特約の名称	特約固有の取扱い
親介護一時金支払特約親介護	・基本補償部分の被保険者（子）が特約被保険者（親）を代理してご回答（ご記入・ご署名）ください。告知にあたっては、特約被保険者（親）について、ご存知の内容に基づきご回答いただくのではなく、このご案内および「健康状況告知書質問事項」を特約被保険者（親）にご説明のうえ、質問事項に対するご回答をご記入ください。 ・特約被保険者への確認方法についても「確認方法」欄にご記入ください。

2. 正しく告知されなかった場合のお取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

3. 書面によるご回答のお願い

- ・代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。
- ・代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ず加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入にてご回答いただきますようお願いいたします。

4. 健康に関する告知が必要な方

- ・「疾病補償」または「本人介護補償」に新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容のご変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。
- ・健康に関する告知をされる方におかれましては、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答いただきますようお願いいたします。ご回答いただく質問事項は以下のとおりです。

ご加入後の補償内容（○：あり、×：なし）		回答が必要な質問事項（○：回答要、×：回答不要）		
疾病補償	本人介護補償	質問1	質問2	質問3
○	○	○	○	○
○	×	○	○	×
×	○	×	×	○
×	×	健康に関する告知は不要です		

- ・「親介護補償」に新たにお申込みいただく方、補償内容を拡大するご加入内容のご変更を行う方は、別途「親介護一時金専用」の告知をいただく必要があります。
- ・「健康状況告知書質問事項」のご回答に「はい」がある場合、以下の疾病に関する補償にはご加入いただけません。

項目名	特約の名称
疾病補償	疾病補償特約
	がん診断保険金補償（待機期間不設定型）特約
	三大疾病診断保険金補償（待機期間不設定型）特約
	疾病入院時一時金補償特約
	疾病退院時一時金補償特約
	疾病長期入院時保険金補償（90日ごと用）特約
	疾病による集中治療室等利用時一時保険金補償特約
	先進医療費用保険金補償特約
	抗がん剤治療特約
	所得補償（MS&AD型）特約
本人介護補償	葬祭費用補償特約
	介護一時金支払特約本人介護
親介護補償	親介護一時金支払特約親介護

5. 現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入を検討されているお客さまへ

※詳しくは重要事項のご説明（注意喚起情報）をご覧ください。

現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にご回答いただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入いただけないことがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなる場合があります。

6. 保険期間の開始前の発病等のお取扱い

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^{(*)1} より前に発病した病気 ^{(*)2} については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、疾病入院を開始された日 ^{(*)3} からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
疾病入院時一時金補償特約	
疾病退院時一時金補償特約	
疾病長期入院時保険金補償（90日ごと用）特約	
疾病による集中治療室等利用時一時保険金補償特約	

特約の名称	お取扱い
がん診断保険金補償 (待機期間不設定型)特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^(※1) より前に発病したがん(悪性新生物) ^{(※4)(※5)} については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、がんを発病した時が、医師によってがんと診断された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
三大疾病診断保険金補償 (待機期間不設定型)特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^(※1) より前に発病した三大疾病 ^(※6) については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、三大疾病を発病した時が、医師によってがんと診断された日または急性心筋梗塞もしくは脳卒中による入院を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
先進医療費用保険金補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^(※1) より前に被ったケガまたは発病した病気 ^(※2) については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
抗がん剤治療特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^(※1) より前に発病したがん(悪性新生物) ^(※4) については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、がんを発病した時が、そのがんによる抗がん剤治療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
所得補償(MS&AD型)特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^(※1) より前に発病した病気 ^(※2) または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生の時が、就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
葬祭費用補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^(※1) より前に被ったケガまたは発病した病気 ^(※2) については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、死亡された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
介護一時金支払特約 本人介護	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^(※1) より前に要介護状態の原因となった事由が発生していた場合は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
親介護一時金支払特約 親介護	

- (※1)新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、同一の保険金を補償する加入プランを継続加入される場合は、「継続加入してきた最初のその保険金を補償する加入プランのご加入時」をいいます。
- (※2)その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。
- (※3)疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。
- (※4)転移したがんを含みます。転移したがんとは、原発巣(最初にがんが発生した場所をいいます。)が同じであると診断されたがんをいい、そのがんと同じ部位に再発したがんを含みます。
- (※5)そのがんと医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。
- (※6)その三大疾病と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。

7. その他ご留意いただく点

- ・ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。
- ・「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのままご継続いただけない場合があります。

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

- ・継続加入していただいているお客さまは、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で加入されている場合があります。現在ご加入いただいているご契約の加入者証や、加入申込票の「特定疾病対象外欄」に表示されている疾病コードに属する疾病・症状群^(※)については、保険金をお支払いしません。この条件の各特約における取扱いは、次のとおりです。
- (※)お支払対象外となる疾病コードと医学上因果関係が認められる疾病・症状についても対象外となります。

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	ご継続時には、あらためて現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。 なお、保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。 あらためて告知される場合、告知の結果によって以下いずれかのお取扱いとなります。 ＜告知の結果、お引受けできる場合＞ 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。 加入申込票の「特定疾病対象外欄」に疾病コード、疾病・症状名(カタカナ)が表示されている場合は、二重線で削除したうえで、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答ください。 なお、条件を削除してご継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがあります。 ＜告知の結果、お引受けできない場合＞ ご加入をご継続いただくことができません。
がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	
三大疾病診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	
疾病入院時一時金補償特約	
疾病退院時一時金補償特約	
疾病長期入院時保険金補償(90日ごと用)特約	
疾病による集中治療室等利用時一時保険金補償特約	
介護一時金支払特約本人介護	
先進医療費用保険金補償特約	
抗がん剤治療特約	
所得補償(MS&AD型)特約	
葬祭費用補償特約	

特約の名称	お取扱い
親介護一時金支払特約親介護	特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入いただくことはできませんので、説明すべき事項はありません。

・各疾病コードに属する疾病・症状は、下表の「疾病・症状一覧表」をご確認ください。

分類	疾病コード	疾病・症状名
循環器系の疾患	A0	心臓弁膜症※、心不全、狭心症、心筋梗塞、心室細動、急性冠症候群、不整脈(心房細動、心房粗動、発作性心頻拍症、心室性頻拍症、洞不全症候群、完全房室ブロックを含みます。)、心臓喘息、冠状動脈硬化症、心筋症、心内膜炎(細菌性以外)、心房中隔欠損症 ※僧帽弁・大動脈弁・肺動脈弁・三尖弁の狭窄症または閉鎖不全症をいい、僧帽弁逸脱症候群を含みます。
	A1	脳腫瘍、脳卒中(脳出血、脳梗塞(脳軟化)を含みます。)、くも膜下出血、脳血栓、脳塞栓、もやもや病、一過性脳虚血発作(TIA)、脳動静脈奇形(脳動静脈瘤)、頸動脈狭窄症
	A2	高血圧症、動脈硬化、動脈瘤(動脈解離を含みます。)、静脈瘤
	A3	リウマチ性心疾患、リウマチ(関節・筋肉)
	A4	低血圧症
消化器系の疾患	B0	胃がん、腸がん、食道がん、大腸がん、急性胃炎、慢性胃炎、胃下垂、胃・十二指腸潰瘍、大腸炎、虫垂炎、イレウス(腸閉塞)、急性胃粘膜病変、憩室炎(憩室症)、そけいヘルニア、腹壁ヘルニア、胃・腸・食道ポリープ(良性)、胃腸炎、胃腺腫、大腸腺腫、腸重積、腹膜炎、嘔吐下痢症、クローン病、潰瘍性大腸炎、過敏性腸症候群
	B1	肝臓がん、肝硬変、黄疸、肝機能障害、肝肥大、急性肝炎、慢性肝炎、脂肪肝 ※伝染性肝炎、ウイルス性肝炎はB1ではなくG2に該当します。ただし、ウイルス性肝炎のうち、A型・B型・C型肝炎は、B1とG2に重複して該当します。
	B2	胆道がん、胆石症、胆嚢炎、総胆管結石、胆嚢腺筋症、胆嚢ポリープ(良性)、胆管炎
	B3	膵臓がん、急性膵炎、慢性膵炎、膵石症、膵腫、膵のう胞
	B4	痔、痔ろう、脱肛、肛門周囲膿瘍
	B5	歯の支持組織の疾患、その他の歯の疾患
呼吸器系の疾患	C0	肺がん、肺炎、肺気腫、肺線維症、塵肺症、胸膜炎(肋膜炎)、肺嚢胞症、自然気胸、中葉症候群、肺化膿症(肺膿瘍を含みます。)、肺梗塞、慢性閉塞性肺疾患
	C1	喉頭がん、気管支喘息(小児喘息、アレルギー性喘息を含みます。)、喘息性気管支炎、気管支拡張症、慢性気管支炎、びまん性汎細気管支炎、急性気管支炎、咳喘息
	C2	アレルギー性鼻炎、慢性副鼻くう炎(蓄膿症を含みます。)、鼻中隔彎曲症
泌尿器・生殖器系の疾患	D0	腎盂腎炎(腎盂炎)、ネフローゼ(症候群)、腎炎(慢性腎臓炎、IgA腎症を含みます。)、腎周囲炎、膿腎、萎縮腎、尿毒症、腎不全、慢性膀胱炎、腎嚢胞、水腎症、尿道狭窄
	D1	前立腺がん、前立腺肥大、前立腺炎
	D2	子宮がん、乳がん、卵巣がん、乳房の疾患、子宮筋腫、子宮内膜炎、卵巣嚢腫、子宮頸部異形成、子宮内膜ポリープ(良性)、子宮頸管ポリープ(良性)、チョコレート嚢胞、子宮腺筋症、子宮内膜症
	D3	尿路結石(腎臓結石、尿管結石、膀胱結石)
内分泌系の疾患	E0	糖尿病 高血糖症
	E1	痛風
	E2	甲状腺機能亢進症(バセドウ病を含みます。)、甲状腺機能低下症、甲状腺炎、甲状腺腫 甲状腺腫瘍(良性)
血液・造血器系の疾患	F0	白血病、悪性リンパ腫、貧血、紫斑病
感染・寄生虫症	G0	結核(腎結核を除きます。)
	G1	腎結核
	G2	伝染性肝炎、ウイルス性肝炎※ ※A型・B型・C型肝炎は、G2とB1に重複して該当します。
	G3	細菌性心内膜炎
	G4	淋病、梅毒、その他の性病
神経・感覚器系の疾患	H0	てんかん、パーキンソン病、多発性硬化症、髄膜炎、脳膜炎、自律神経失調症、インフルエンザ脳症
	H1	筋ジストロフィー症、神経炎、神経痛、顔面神経障害、手根管症候群、重症筋無力症、ギランバレー症候群
	H2	白内障、緑内障、黄斑変性症、その他の目の疾患
	H3	中耳炎(慢性中耳炎を含みます。)、乳様突起炎、メニエール病、突発性難聴、耳鳴症
筋・骨格系の疾患	J0	脊椎カリエス、脊椎の捻挫・骨折、腰痛、腰部捻挫、椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、むち打ち症、脊椎症、腰椎症、頸椎症、脊柱管狭窄症、後縦靱帯骨化症、椎間板障害、腰椎分離 すべり症、脊椎分離 すべり症、突発性腰痛症(ギックリ腰)
	J1	膠原病※、骨髄炎(急性化膿性骨髄炎を含みます。)、半月板損傷、ばね指(手指屈筋腱腱鞘炎)、特発性大腿骨頭壊死 ※ベーチェット病、全身性エリテマトーデス、強皮症、多発性筋炎・皮膚筋炎、結節性動脈周囲炎(結節性多発動脈炎)、混合性結合組織病、アレルギー性肉芽腫性血管炎(チャージ・スト劳斯症候群)、側頭動脈炎をいいます。
	J2	骨関節炎、関節内障、変形性関節症
外傷後遺症	K0	頭部外傷後遺症、脳挫傷
皮膚の疾患	L0	アトピー性皮膚炎、蜂窩織炎、带状疱疹、粉瘤(アテローム)
新生物	M0	悪性新生物(がん)(上皮内新生物を含みます。)
職業病	N0	職業病
精神障害	P0	認知症、アルコール・薬物使用による精神障害、統合失調症、妄想性障害、躁うつ病等の気分障害、抑うつ状態、神経症性障害(不安障害を含みます。)、ストレス関連障害(パニック障害、適応障害を含みます。)、摂食・睡眠障害、人格障害、詳細不明の精神障害
妊娠・出産にかかる疾患	Q1	妊娠及び産褥の中毒症、早産、流産、分娩及び産褥の敗血症、分娩の合併症、その他の妊娠・出産に関わる疾病
	Q2	上記Q1の疾病・症状のうち、告知日時点における妊娠によるもの
その他	R0	現在ご加入の契約の加入者証や、加入申込票「特定疾病対象外欄」に表示された疾病・症状

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。

万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。

「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)

保険金額(ご契約金額)

保険期間(保険のご契約期間)

保険料・保険料払込方法

2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。

内容をよくご確認いただき、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

① 皆さまがご確認ください。

加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？

「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。

☐ *ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取り扱うことがあります。

または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？

☐ 加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？

*ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

② 以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。

☐ 「複数の方を保険の対象にするプランをお申込みの場合のみ」ご確認ください。

被保険者(補償の対象となる方)の範囲はご希望通りとなっていますか？

☐ 「所得補償(MS&AD型)特約をお申込みの場合のみ」ご確認ください。

保険金額(ご契約金額)は、平均月間所得額(ボーナスを含みます。)(にパンフレット記載の割合を乗じた金額以下となるようなプランまたは口数でお申込みされていますか？

☐ 「健康に関する告知をしていただく契約のプランをお申込みの場合のみ」ご確認ください。

被保険者(補償の対象となる方)の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入いただいていますか？

重要事項のご説明

契約概要のご説明(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)が事故によりケガをされた場合(傷害補償特約等をセットした場合)や病気になられた場合(疾病補償特約等をセットした場合)等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。特約をセットすることで、日常でのさまざまな事故を補償することも可能です。

加入タイプ、被保険者の範囲、主な特約および特約固有の被保険者の範囲の対象年齢は、ご加入いただくプランによって異なります。お渡しするパンフレットの保険金額・保険料表等でご確認ください。

加入タイプ	被保険者の範囲 (○:被保険者の対象 ー:被保険者の対象外)		
	本人(*2)	配偶者	その他親族(*3)
本人型	○	ー	ー
家族型(*1)	○	○	○
夫婦型(*1)	○	○	ー

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
疾病補償特約 がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約 三大疾病診断保険金補償(待機期間不設定型)特約 疾病入院時一時金補償特約 疾病退院時一時金補償特約 疾病長期入院時保険金補償(90日ごと用)特約 疾病による集中治療室等利用時一時保険金補償特約 介護一時金支払特約本人介護 先進医療費用保険金補償特約 抗がん剤治療特約	本人(*2)のうち、次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点における年齢がパンフレット記載の年齢の方 ・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方
所得補償(MS&AD型)特約	本人(*2)のうち、次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点における年齢がパンフレット記載の年齢の方 ・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方
葬祭費用補償特約	本人(*2)の親族(6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族) (注)本人(*2)は、次のすべてに該当する方となります。 ・保険期間の開始時点における年齢がパンフレット記載の年齢の方 ・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方
日常生活賠償特約 受託物賠償責任補償特約	(a)本人(*2) (b)本人(*2)の配偶者 (c)同居の親族(本人(*2)またはその配偶者と同居の、本人(*2)またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族) (d)別居の未婚の子(本人(*2)またはその配偶者と別居の、本人(*2)またはその配偶者の未婚の子) (e)(a)から(d)までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(*4)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
救済者費用等補償特約	(a)保険契約者(申込人) (b)救済対象者である上表の「被保険者の範囲」の方およびその親族(6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族)
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 (団体総合生活補償保険用)	本人(*2)

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
弁護士費用特約	(a)本人 ^(※2) (b)本人 ^(※2) の配偶者 (c)同居の親族(本人 ^(※2) またはその配偶者と同居の、本人 ^(※2) またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族) (d)別居の未婚の子(本人 ^(※2) またはその配偶者と別居の、本人 ^(※2) またはその配偶者の未婚の子)
親介護一時金支払特約 ^{親介護}	本人 ^(※2) の親(姻族を含みます。2名までを限度とします。)のうち、加入申込票の特約被保険者欄に記載された次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点における年齢がパンフレット記載の年齢の方 ・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方
特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約	(a)保険契約者 (b)補償対象者である上表の「被保険者の範囲」の方の親族(6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族)

(※1)家族型には「家族型への変更に関する特約」が、夫婦型には「夫婦型への変更に関する特約」がセットされます。

(※2)加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。

(※3)家族型の場合は次のいずれかの方をいいます。

- ・本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族
- ・本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子

(※4)監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。

(注)同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際におけるものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

(2)補償内容

保険金をお支払いする場合は「保険金のお支払いについて」および「特約のご説明」のとおりです。ただし、実際に対象となる保険金・特約はご加入いただくプランによって異なります。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

①保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額

「保険金のお支払いについて」および「特約のご説明」をご参照ください。

②保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

「保険金のお支払いについて」および「特約のご説明」をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3)セットできる主な特約およびその概要

「保険金のお支払いについて」および「特約のご説明」をご参照ください。ただし、実際に対象となる保険金・特約はご加入いただくプランによって異なります。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4)保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5)引受条件

ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、お渡しするパンフレットの保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。

・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。

・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

2. 保険料

保険料は保険金額・被保険者(補償の対象者)の方の年齢・保険期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましてはお渡しするパンフレットおよび加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

お渡しするパンフレットをご参照ください。分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務等

(1)告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

■被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

■告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

①他の保険契約等(*)に関する情報

(*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

②被保険者の「生年月日」「年令」(病気を補償する契約に限りします。)

③被保険者の健康に関する告知(病気を補償する契約に限りします。)

④被保険者の「性別」(抗がん剤治療特約をセットする契約に限りします。)

(注)告知事項の回答にあたっては、「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。

(2)その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記入してください。

(*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金受取人について

保 険 金 受 取 人	傷害死亡保険金	・傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注)傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約(*)を解約しなければなりません。

①この保険契約(*)の被保険者となることについて、同意していなかったとき

②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があったとき

・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気を発生させ、または発生させようとしたこと。

・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき

④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約(*)の存続を困難とする重大な事由を発生させたとき

⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

(注)家族型または夫婦型においては、被保険者ご本人から解約請求があった場合、または被保険者ご本人による引受保険会社への解約請求があった場合には、保険契約者は次のa.またはb.いずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その被保険者ご本人が傷害後遺障害保険金の支払いを受けていた場合にはb.によるものとします。

a.家族のうち新たに本人となる方の同意を得て、本人をその方に変更すること。

b.この保険契約(*)を解約すること。

(*)保険契約

その被保険者に係る部分に限りします。

■複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご加入ください。

(注)複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

＜補償が重複する可能性のある主な特約＞

	今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
①	団体総合生活補償保険(MS&AD型) 日常生活賠償特約	自動車保険 日常生活賠償特約
②	団体総合生活補償保険(MS&AD型) ホールインワン・アルパトロス費用補償特約 (団体総合生活補償保険用)	ゴルフ保険 ホールインワン・アルパトロス費用補償特約

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時(お渡しするパンフレットにこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。保険料は、パンフレット記載の方法により払込みください。パンフレット記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

「保険金のお支払いについて」および「特約のご説明」をご参照ください。ただし、実際に対象となる保険金・特約はご加入いただくプランによって異なります。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ 上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

- (1) 保険料は、お渡しするパンフレット記載の方法により払込みください。パンフレット記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。
- (2) 分割払の場合で、保険金をお支払いする場合が発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効(または終了)したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

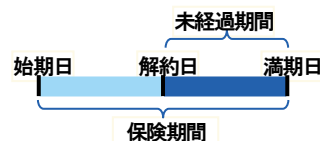
6. 失効について

ご加入後に、被保険者(家族型、夫婦型においては被保険者全員)が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

7. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

- ・脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- ・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただきます。



8. 保険会社破綻時等の取扱い

「ご加入にあたっての注意事項」をご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

「個人情報の取扱いについて」をご参照ください。

10. 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となるときがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

(1) 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

- ① 多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくなく、あってもごくわずかです。
- ② 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

(2) 新たな保険契約(団体総合生活補償保険(MS&AD型))をお申込みされる場合のご注意事項

- ① 新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受けできない場合があります。
- ② 新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始日より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。
- ③ 新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年齢により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。
- ④ 新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なることがあります。

この保険商品に関するお問い合わせは

お渡しするパンフレットの【代理店・扱者】欄をご覧ください。

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」 0120-632-277(無料)

「チャットサポートなどの各種サービス」
<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

こちらからアクセスできます。



万一、事故が起こった場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189(無料)

事故はいち早く



事故の連絡は、インターネット事故受付が簡単・便利です。

「インターネット事故受付サービス」は、こちらから

指定紛争解決機関 **注意喚起情報**

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と
手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会
にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

〔ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)〕0570-022-808

・受付時間〔平日 9:15～17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)〕

・携帯電話からも利用できます。I P電話からは03-4332-5241におかけください。

・おかけ間違いにご注意ください。

・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

生活サポートサービス

ご相談
無料

日常生活に役立つさまざまなサービスを電話にてご利用いただけます。団体総合生活補償保険などにご加入のお客さまとその同居のご家族の方専用サービスです。

*メンタルヘルス相談は疾病補償プラン(精神障害補償の有無は問いません)加入者ご本人のみが利用いただけます。詳しくは、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

健康・医療



◆メンタルヘルス相談
平日 9:00~21:00
土曜日 10:00~18:00
■上記以外
年中無休24時間対応

■健康・医療相談

日常の健康・医療に関するご相談や、薬剤全般に関するご相談に看護師などの専門職がお応えします。また、ご相談内容やご希望に応じて医師相談(一部予約制)がご利用いただけます。

■メンタルヘルス相談

＜疾病補償プラン加入者限定＞

メンタルヘルスに関するご相談に臨床心理士等の専門家が電話や対面でお応えします。
*対面によるご相談は予約制で、1回50分以内、1人につき年間5回までとなります。

■診断サポートサービス

(各種人間ドック・PET検査機関紹介、健康チェックサービス)

提携機関をご紹介します。
また、ご自宅で気軽にできる健康チェックを割引料金でご紹介します。

■三大疾病セカンドオピニオン情報提供

「三大疾病(がん、心疾患、脳血管疾患)」診断後の、セカンドオピニオンに関する情報提供やご相談にお応えします。

*セカンドオピニオンとは「主治医以外の医師の意見」をいいます。

■医療機関総合情報提供

地域の医療機関情報や救急医療機関、各科の専門医などの情報をご提供します。

■女性医師情報提供、女性医師相談

女性医師情報をご提供(産科・婦人科に加え、内科、皮膚科、肛門科など幅広く対応)する女性専用のサービスです。

また、健康に関するご相談に女性看護師または女性医師(一部予約制)が対応します。

介護



年中無休24時間対応

＜専任の相談員がお応えします＞

■介護に関する情報提供

老後の備えとして介護は最大の関心事です。介護保険の仕組みに関することや介護状態になった場合の介護方法などのご相談にお応えします。

■介護に関する悩み相談

介護を担う人の悩みは多様です。日常の介護の悩みなど幅広いご相談にお応えします。

■公的介護保険で利用できるサービス等に関する相談

公的介護保険で利用できるサービスや介護サービス提供事業者に関し、情報提供やご相談にお応えします。

認知症・ 行方不明時の 対応相談

年中無休24時間対応

＜専任の相談員がお応えします＞

■認知症に関する情報提供と悩み相談

社会の高齢化により増加する認知症に対する疑問にお応えします。専門医療機関の情報提供や精神的負担が大きい認知症の日常介護についてアドバイスします。



■認知症の方の行方不明時の対応に関する相談

認知症の方などが行方不明になってしまった場合の対応や発見後のケア方法に関するご相談にお応えします。また、地域包括支援センターなどを紹介します。

暮らしの相談



平日 14:00~17:00

■暮らしのトラブル相談(法律相談)

個人の日常生活上のトラブルに関するご相談にお応えします。
弁護士相談は予約制となります。

■暮らしの税務相談

個人の日常生活上の税務相談にお応えします。
税理士相談は予約制となります。

お客さまの行っている事業についてのご相談や、既に弁護士に対応を依頼している案件、訴訟となっている案件についてのご相談は対象となりません。また、引受保険会社の保険に関連するご相談は、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

情報提供・ 紹介サービス

平日 10:00~17:00

■子育て相談(12才以下)

妊娠中から小学校卒業までの子育ての悩みや不安に、専任の相談員がお応えします。

■暮らしの情報提供

冠婚葬祭についてのご質問、ボランティア情報

■安心な暮らしをサポートする事業者の紹介

- 福祉機器および介護用品のレンタル・販売
- 緊急通報サービス
- ベビーシッター



健康・介護ステーション

インターネットにて健康・医療、介護に関する情報をご提供します。

URL: https://www.ms-ins.com/kenko_kaigo/

サービス受付電話番号

サービス受付の電話番号(通話料無料)は、ご加入後にお届けする加入者証や案内状の案内などをご覧ください。

- *平日とは、土・日・祝日・年末年始を除いた月～金を行います。
- *お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限りです。
- *本サービスは、引受保険会社の提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。
- *本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

団体長期障害所得補償保険（GLTD）パンフレット別冊

お渡しするパンフレットとあわせてお手続きの前にご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、お申込みくださいますようお願い申し上げます。
 なお、パンフレットとこの別冊は保険期間終了まで必ずお手元に保管ください。
 WEBでお申込みいただく場合、「健康状況告知書」「加入申込票」「書面」等は実際の画面や項目名等、「記入」は「入力」等に読み替えてください。
 ※印を付した用語については、別記の「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

保険金のお支払いについて

団体長期障害所得補償保険の普通保険約款、特約または協定事項明細書（協定書）（以下「協定書」といいます）の補償内容および保険金をお支払いしない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）または協定書をご参照ください。
 （注）ご契約のしおり（普通保険約款・特約）および協定書は保険契約者が保管しています。また、協定書は保険契約者と引受保険会社との間で取り交わしております。

普通保険約款の補償内容

<ご注意>

被保険者またはそのご家族がご契約されている他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます。）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。
 補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額等を確認していただき、ご加入の要否をご判断のうえ、加入してください。

（*）複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、ご契約を解約されたとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

1. 被保険者（補償の対象となる方）が身体障害※を被り、その直接の結果として保険期間中に就業障害※が開始した場合に限り、てん補期間※中の就業障害である期間に対して、保険金の算出の基礎となる支払基礎所得額※を基に普通保険約款、協定書記載の方法により算出した額を保険金としてお支払いします。
2. 被保険者は協定書に規定された方となります。
3. 保険金支払対象外の身体障害の影響などにより、保険金を支払うべき身体障害の程度が大きくなった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金の額、保険金をお支払いしない主な場合

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いしない主な場合
団体長期障害所得補償保険金	身体障害※により、就業障害※となった場合	$\text{支払基礎所得額※} \times \text{所得喪失率※} \times \text{約定給付率※(100\%)}$ （注1）お支払いする保険金の額は、てん補期間中の就業障害である期間1か月について、協定書に定める最高保険金支払月額※を限度とします。 （注2）協定書に定めるてん補期間を限度とします。 （注3）支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額※を超える場合は、平均月間所得額を約定給付率で割った額を支払基礎所得額とします。 （注4）てん補期間中における就業障害である期間が1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日とした日	（1）新規加入日からその日を含めて12か月以内に就業障害※になった場合、就業障害の原因となった身体障害※について、新規加入日の前日から遡及して12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき、治療のために服薬していたとき、または、通常は医師に診察を受けるような症状が現れていたときは、保険金をお支払いできません。 （2）次のいずれかの就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によって被った身体障害による就業障害 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって被った身体障害による就業障害 ③ 治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって被った身体障害による就業障害 ④ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動によって被った身体障害による就業障害^{（*1）} ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った身体障害による就業障害^{（*2）} ⑥ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性によって被った身体障害による就業障害 ⑦ 上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染によって被った身体障害による就業障害

次ページへつづく

次ページへつづく

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いしない主な場合
団体長期障害所得補償保険金		前ページからのつづき 割計算により保険金の額を決定します。 (注5)同一の身体障害※により、免責期間※を超える就業障害が終了した日からその日を含めて6か月以内に再び就業障害となった場合は、前の就業障害と同一の就業障害として取り扱いいます。 (注6)保険金または共済金が支払われる他の保険契約等※がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(※)の合計額が、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額を超えるときは、下記の額を就業障害である期間1か月あたりの保険金としてお支払いします。 ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額(※) ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額から、他の保険契約等から支払われた就業障害である期間1か月あたりの保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額(※)を限度とします。 (※)他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意(協定書にて規定されている場合)】 就業障害を補償するご契約に継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が就業障害となった日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。	前ページからのつづき ⑧むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないものによる就業障害(※3) ⑨被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被ったケガによる就業障害 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ⑩被保険者が被った精神障害を原因として発生した就業障害(※4) ⑪被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって被った身体障害による就業障害(※5) ⑫発熱等の他覚的症候のない感染による就業障害(※6)(※7) など (3)健康に関する告知の回答内容等により補償対象外となっている病気(※8)等(加入者証等に記載されます。)による就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。 (※1)テロ行為によって発生した身体障害に関しては、自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 (※2)「天災危険補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。 (※3)被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 (※4) ●「精神障害補償特約」がセットされない場合 お支払い対象外となる精神障害の例 認知症、アルコール依存、薬物依存、統合失調症、躁(そう)病、うつ病、パニック障害、情緒不安定性人格障害、知的障害 など ●「精神障害補償特約」がセットされた場合 平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目(※9)中の次の分類番号に該当する精神障害(統合失調症、躁(そう)病、うつ病等)を原因として発生した就業障害は保険金のお支払い対象となります。 (1)F04～F09 (2)F20～F51 (3)F53～F54 (4)F59～F63 (5)F68～F69 (6)F84～F89 (7)F91～F92 (8)F95 (9)F99 (※5)「妊娠に伴う身体障害補償特約」(※10)がセットされた場合、保険金のお支払い対象となります。 (※6)病原体が生体内に侵入、定着、増殖することをいいます。 (※7)「医療従事者等特約」がセットされた場合、医療従事者等である被保険者が業務上の事故によりHIVに感染したことによる就業障害は保険金のお支払い対象となります。ただし、次の感染による就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。 (1)保険責任開始前に陽転化していた感染 (2)ワクチンの投与または予防接種を受けたことにより陽転化した感染 (※8)その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。 (※9)分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 (2003年版)準拠」によります。 (※10)女性の被保険者にのみセット可能です。

※印の用語のご説明

用語	説明
か	
回復所得額	免責期間※開始以降に業務に復帰して得た所得※の額をいいます。ただし、免責期間開始時点と比べて物価の変動があった場合には、物価の変動による影響がなかったものとして算出します。
さ	
最高保険金支払月額	1被保険者について、1か月あたりの保険金支払の最高限度となる協定書に記載された金額をいいます。
支払基礎所得額	保険金の算出の基礎となる額をいい、 $\frac{\text{1口あたり保険金額} \times \text{加入口数}}{\text{12(か月)}}$ によって算出した額となります。
就業障害	●就業障害定義緩和(三大疾病)特約がセットされない場合 被保険者が身体障害※を被り、その直接の結果として就業に支障が発生している協定書に記載された状態をいいます。 てん補期間※開始後においては、身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率※が20%超であることをいいます。 免責期間※中においては、被保険者の経験・能力に応じたいかなる業務にも従事できない状態をいいます。 なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業障害とはいいません。 ●就業障害定義緩和(三大疾病)特約がセットされた場合 被保険者が身体障害※を被り、その直接の結果として就業に支障が発生している協定書に記載された状態をいいます。 てん補期間※開始後においては、身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率※が20%超であることをいいます。 免責期間※中においては、被保険者の経験・能力に応じたいかなる業務にも従事できない状態をいいます。ただし、被保険者が三大疾病(*)を被り、その直接の結果として就業に支障が発生している場合は、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができない状態をいいます。 なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業障害とはいいません。 (*)三大疾病とは、がん、急性心筋梗塞および脳卒中をいいます。
所得	業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害※となることにより支出を免れる金額を差し引いたものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は所得に含みません。
所得喪失率	次の算式によって算出された割合をいいます。 $\text{割合} = 1 - \frac{\text{免責期間※終了日の翌日から起算した各月における回復所得額※}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}$ ただし、所得※の額につき給与体系の著しい変動その他の特殊な事情の影響があった場合、または身体障害※の程度や収入の状況の勘案が必要な場合は、所得喪失率の算出につき公正な調整を行うものとします。
身体障害	傷害(「ケガ」といいます)および疾病(「病気」といいます)をいいます。また、ケガにはケガの原因となった事故を含みます。
た	
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
てん補期間	引受保険会社が保険金をお支払いする限度とする期間で、免責期間※終了日の翌日からその日を含めて協定書に記載された期間をいいます。「精神障害補償特約」がセットされた場合、この特約による保険金のお支払いは、基本契約のてん補期間にかかわらず、免責期間終了日の翌日から起算して「24か月」が限度です。
は	
平均月間所得額	被保険者の就業障害※が開始した日の属する月の直前12か月について、以下のとおり計算した額をいいます。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合は、客観的かつ合理的な方法により計算します。 $\text{平均月間所得額} = \frac{(\text{年間収入額}^{(*)1}) - (\text{働けなくなったことにより支出を免れる金額}^{(*)2})}{12(\text{か月})}$ (*)1 給与所得、事業所得または原稿料等の雑所得に係る税引き前の収入で、利子所得、配当所得、不動産所得等は含みません。就労の有無にかかわらず得られる役員報酬等がある場合にはこれを含みません。 (*)2 被保険者が事業所得者の場合は、その事業に要する経費のうち、接待交際費・旅費交通費などをいいます。
ま	
免責期間	保険金をお支払いしない協定書に記載された就業障害※が継続する期間をいいます。「妊娠に伴う身体障害補償特約」がセットされた場合、この特約の免責期間は設定されている免責期間または90日のいずれか長い方の期間とします。 なお、免責期間中の一時的復職日数の取扱いを協定書で定めている場合、免責期間開始後に一時的に復職し、その後再度就業障害となったときは、免責期間に応じて定めた日数を限度として復職日数および免責期間を加えた期間を通算して1免責期間とします。ただし、就業障害定義緩和(三大疾病)特約がセットされた場合で三大疾病(*)を被り、その直接の結果として就業に支障が発生しているときは、一時的に復職した日数は免責期間に含まれます。 (*)三大疾病とは、がん、急性心筋梗塞および脳卒中をいいます。
や	
約定給付率	保険金の算出の基礎となる加入者証等に記載された率をいいます。

特約の説明

ご加入いただくプランによっては下表の特約がセットされます。対象となる特約については、お渡しするパンフレットでご確認ください。

特約名	概要
業務上の身体障害のみ補償特約	業務上の身体障害による就業障害 ^(*) についてのみ保険金をお支払いする特約です。 (注)「業務上の身体障害」とは、業務上の事由または通勤により被ったケガおよび業務上の病気 ^(*) による身体障害をいいます。 (*)業務上の事由により被った病気であって、労働者災害補償保険法等に定める保険給付または補償の支給決定が行われたものをいいます。
業務上の身体障害対象外特約	業務上の身体障害による就業障害 ^(*) については保険金お支払いの対象外とする特約です。 (注)「業務上の身体障害」とは、業務上の事由または通勤により被ったケガおよび業務上の病気 ^(*) による身体障害をいいます。 (*)業務上の事由により被った病気であって、労働者災害補償保険法等に定める保険給付または補償の支給決定が行われたものをいいます。
就業障害定義緩和(三大疾病)特約	被保険者が三大疾病 ^(*) を被り、その直接の結果として就業に支障が発生している場合、免責期間中の就業障害の定義を、「業務に全く従事できないこと」から、「業務に全く従事できないか、または一部従事することができないこと」に緩和する特約です。 (*)三大疾病とは、がん、急性心筋梗塞および脳卒中をいいます。

親介護一時金支払特約をセットした場合の補償内容

1. 被保険者が要介護状態となった場合に保険金をお支払いします。

(注)要介護状態とは、被保険者が次のいずれかに該当する状態をいいます。

①公的介護保険制度の第1号被保険者 ^{(*)1} である場合	公的介護保険制度に基づく要介護状態区分が「3」以上 ^{(*)3} の状態
②公的介護保険制度の第2号被保険者 ^{(*)2} である場合	公的介護保険制度に基づく要介護状態区分が「3」以上 ^{(*)3} の状態。ただし、介護が必要な状態となった原因が、公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病 ^{(*)4} に該当しない場合は、寝たきりにより介護が必要な状態または認知症により介護が必要な状態とします。
③公的介護保険制度の被保険者でない場合	寝たきりにより介護が必要な状態または認知症により介護が必要な状態

(*)1)介護保険法第9条第1号に規定する65才以上の方をいいます。

(*)2)介護保険法第9条第2号に規定する40才以上65才未満の方をいいます。

(*)3)「要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護一時金支払特約用)」をセットした場合は、要介護状態区分「2」以上となります。

(*)4)介護保険法第7条第3項第2号に定める特定疾病をいい、2022年10月1日現在では、次の病気をいいます。

がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したもの)、関節リウマチ、筋萎縮性側索硬化症、後縦靭帯骨化症、骨折を伴う骨粗鬆症、初老期における認知症(脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能およびその他の認知機能が低下した状態をいいます)、進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病、脊髄小脳変性症、脊柱管狭窄症、早老症、多系統萎縮症、糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症、脳血管疾患、閉塞性動脈硬化症、慢性閉塞性肺疾患、両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

2. 親介護一時金支払特約の被保険者は、その特約の被保険者として加入者証等に記載された方となります。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いしない主な場合
介護一時金	被保険者が要介護状態となり、その要介護状態が要介護状態開始日からその日を含めて加入者証等に記載されたフランチャイズ期間を超えて継続した場合 (注1)要介護状態開始日とは、次のいずれか早い日をいいます。 ①被保険者が要介護状態であることを医師が診断した日 ②被保険者に対し、公的介護保険制度の要介護認定等(要介護状態区分「3」以上 ^(*))の効力が生じた日	<u>介護一時金額^(*)の全額</u> (*)加入者証等に「親介護一時金」として記載されている金額をいいます。 (注)介護一時金をお支払いした場合、その被保険者についてこの特約は失効します。	(1)保険期間の開始時(継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時)より前に要介護状態の原因となる事由が発生していた場合は、保険金をお支払いできません。 ^{(*)1} (2)次のいずれかによって発生した要介護状態に対しては保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変、暴動 ^{(*)2} ④地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑤核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑥上記⑤以外の放射線照射または放射能汚染 ⑦むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないもの ^{(*)3} ⑧治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用
	次ページへつづく		次ページへつづく

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いしない主な場合
介護一時金	前ページからのつづき (注2)保険金支払対象外となる事由の影響などによって、要介護状態の程度が大きくなった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。 (注3)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 被保険者が要介護状態となった場合に補償する加入タイプに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ①要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡及して365日以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。 (※)「要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護一時金支払特約用)」をセットした場合は、要介護状態区分「2」以上となります。		前ページからのつづき ⑨治療を目的として医師が薬物を使用した場合以外における被保険者のアルコール依存、薬物依存または薬物乱用 ⑩被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア.法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ.道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 (3)被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金受取人が治療をさせなかったことにより、要介護状態となった場合や要介護状態が加入者証等に記載されたフランチャイズ期間を超えて継続した場合は、保険金をお支払いできません。 など (※1)被保険者が要介護状態の原因となる事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日から保険契約の継続する期間を遡及して365日以前である場合は、その要介護状態の原因となった事由は、保険期間の開始時以降に発生したものとして保険金お支払いの対象となります。 (※2)テロ行為によって発生した要介護状態に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 (※3)被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

ご注意事項（必ずお読みください）

ご注意いただきたいこと

- 柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、就業障害である期間の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。
- この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

- 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。
- 経営破綻した場合等の保険契約者の保護について
 - ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
 - ・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。保険金・解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。
- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- 税法上の取扱い(2024年5月現在)

払い込んでいただく保険料は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。

(注)なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

保険金をお支払いする場合に該当したときの手続

- 保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡

保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただけます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

 - 引受保険会社所定の保険金請求書
 - 引受保険会社所定の同意書
 - 事故原因・損害状況に関する資料
 - 被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写)等)
 - 引受保険会社所定の診断書
 - 診療状況申告書
 - 公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書
 - 死亡診断書
 - 他から支払われる保険金・給付金等の額を確認する書類
 - 休業・所得証明書
 - 所得を証明する書類(源泉徴収票、確定申告書等)

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくよう願います。
- 代理請求人について

高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求することができます。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

(注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)」

 - ②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」
 - ③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「上記①以外の配偶者^(*)または「上記②以外の3親等内の親族」

(*)法律上の配偶者に限ります。
- 保険金支払いの履行期

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^{(*)1}をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認^{(*)2}を終えて保険金をお支払いします。^{(*)3}

 - (*)1 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただけます。
 - (*)2 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
 - (*)3 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

詳細は、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)または引受保険会社のホームページをご覧ください。

このパンフレット別冊は、団体長期障害所得補償保険の概要を説明したものです。ご加入の内容は、団体長期障害所得補償保険普通保険約款および特約または協定書によって定まります。詳細は普通保険約款および特約または協定書をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

健康状況告知書ご記入のご案内（必ずお読みください）

以下の注意点をお読みいただき、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

継続加入の場合で、保険責任を加重^(*)することなく継続いただく場合には、あらためて健康に関する告知をいただく必要はありません。

(*)支払基礎所得額の増額、免責期間の短縮、てん補期間の延長等、補償を拡大することをいいます。

1. 健康に関する告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者（補償の対象者）ご自身が、ありのままを正確に漏れなくご回答ください。

親介護一時金支払特約 固有の取扱い

- ・基本補償部分の被保険者（子）が特約被保険者（親）を代理してご回答（ご記入・ご署名）してください。告知にあたっては、特約被保険者（親）について、ご存知の内容に基づきご回答いただくのではなく、このご案内および「健康状況告知書質問事項」を特約被保険者（親）にご説明のうえ、質問事項に対するご回答をそのままご記入ください。
- ・特約被保険者への確認方法についても「確認方法」欄にご記入ください。

2. 正しく告知されなかった場合のお取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

3. 書面によるご回答のお願い

- ・代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。
- ・代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ず加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入にてご回答いただきますようお願いいたします。

4. 健康に関する告知が必要な方

- ・「団体長期障害所得補償保険」に新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容のご変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。
- ・「親介護一時金支払特約」に新たにお申込みいただく方、補償内容を拡大するご加入内容のご変更を行う方は、**親介護一時金専用**の告知をいただく必要があります。
- ・「健康状況告知書質問事項」のご回答に「はい」がある場合、ご加入いただけません。

5. 現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入を検討されているお客さまへ

※詳しくは重要事項のご説明（注意喚起情報）をご覧ください。

現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にご回答いただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入いただけないことがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなる場合があります。

6. 保険期間の開始前の発病等のお取扱い

ご加入をお引受けした場合でも、ご加入日^(*)からその日を含めて12か月以内に就業障害になった場合で、就業障害の原因となった身体障害について、その被保険者が加入日の前日から遡及して12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき^(*)は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。

詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

(*)新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。

(*)2)治療のための服薬および人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

親介護一時金支払特約 固有の取扱い

ご加入をお引受けした場合でも、ご加入日^(*)より前に要介護状態の原因となった事由が生じていた場合は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。

なお、継続加入される場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して365日以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

(*)新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、同一の保険金を補償する加入タイプを継続加入される場合は、「継続加入されてきた最初のその保険金を補償する加入タイプのご加入時」をいいます。

7. その他ご留意いただく点

- ・ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。
- ・「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのまま継続いただけない場合があります。

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

・継続加入していただいているお客さまは、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で加入されている場合があります。現在ご加入いただいているご契約の加入者証や、加入申込票の「特定疾病対象外欄」に表示されている疾病コードに属する疾病・症状群^(*)については、保険金をお支払いしません。

(*)お支払対象外となる疾病コードと医学上因果関係が認められる疾病・症状についても対象外となります。

・ご継続時には、あらためて現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。

なお、保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。

あらためて告知される場合、告知の結果によって以下いずれかのお取扱いとなります。

＜告知の結果、お引受けできる場合＞

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。

加入申込票の「特定疾病対象外欄」に疾病コード、疾病・症状名(カナ)が表示されている場合は、二重線で削除したうえで、質問事項にご回答ください。

なお、条件を削除してご継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがあります。

＜告知の結果、お引受けできない場合＞

ご加入をご継続いただくことができません。

・各疾病コードに属する疾病・症状は、下表の「疾病・症状一覧表」をご確認ください。

分類	疾病コード	疾病・症状名
循環器系等の疾患	A0	心臓弁膜症※、心不全、狭心症、心筋梗塞、心室細動、急性冠症候群、不整脈(心房細動、心房粗動、発作性心頻拍症、心室性頻拍症、洞不全症候群、完全房室ブロックを含みます。)、心臓喘息、冠状動脈硬化症、心筋症、心内膜炎(細菌性以外)、心房中隔欠損症 ※僧帽弁・大動脈弁・肺動脈弁・三尖弁の狭窄症または閉鎖不全症をいい、僧帽弁逸脱症候群を含みます。
	A1	脳腫瘍、脳卒中(脳出血、脳梗塞(脳軟化)を含みます。)、くも膜下出血、脳血栓、脳塞栓、もやもや病、一過性脳虚血発作(TIA)、脳動静脈奇形(脳動静脈瘤)、頸動脈狭窄症
	A2	高血圧症、動脈硬化、動脈瘤(動脈解離を含みます。)、静脈瘤
	A3	リウマチ性心疾患、リウマチ(関節・筋肉)
	A4	低血圧症
消化器系の疾患	B0	胃がん、腸がん、食道がん、大腸がん、急性胃炎、慢性胃炎、胃下垂、胃・十二指腸潰瘍、大腸炎、虫垂炎、イレウス(腸閉塞)、急性胃粘膜病変、憩室炎(憩室症)、そけいヘルニア、腹壁ヘルニア、胃・腸・食道ポリープ(良性)、胃腸炎、胃腺腫、大腸腺腫、腸重積、腹膜炎、嘔吐下痢症、クローン病、潰瘍性大腸炎、過敏性腸症候群
	B1	肝臓がん、肝硬変、黄疸、肝機能障害、肝肥大、急性肝炎、慢性肝炎、脂肪肝 ※伝染性肝炎、ウイルス性肝炎はB1ではなくG2に該当します。ただし、ウイルス性肝炎のうち、A型・B型・C型肝炎は、B1とG2に重複して該当します。
	B2	胆道がん、胆石症、胆嚢炎、総胆管結石、胆嚢腺筋症、胆嚢ポリープ(良性)、胆管炎
	B3	脾臓がん、急性脾炎、慢性脾炎、脾石症、脾腫、脾のう胞
	B4	痔、痔ろう、脱肛、肛門周囲膿瘍
	B5	歯の支持組織の疾患、その他の歯の疾患
呼吸器系の疾患	C0	肺がん、肺炎、肺気腫、肺線維症、塵肺症、胸膜炎(肋膜炎)、肺嚢胞症、自然気胸、中葉症候群、肺化膿症(肺膿瘍を含みます。)、肺梗塞、慢性閉塞性肺疾患
	C1	喉頭がん、気管支喘息(小児喘息、アレルギー性喘息を含みます。)、喘息性気管支炎、気管支拡張症、慢性気管支炎、びまん性汎細気管支炎、急性気管支炎、咳喘息
	C2	アレルギー性鼻炎、慢性副鼻くう炎(蓄膿症を含みます。)、鼻中隔湾曲症
泌尿器・生殖器系の疾患	D0	腎盂腎炎(腎盂炎)、ネフローゼ(症候群)、腎炎(慢性腎臓炎、IgA 腎症を含みます。)、腎周囲炎、膿腎、萎縮腎、尿毒症、腎不全、慢性膀胱炎、腎嚢胞、水腎症、尿道狭窄
	D1	前立腺がん、前立腺肥大、前立腺炎
	D2	子宮がん、乳がん、卵巣がん、乳房の疾患、子宮筋腫、子宮内膜炎、卵巣嚢腫、子宮頸部異形成、子宮内膜ポリープ(良性)、子宮頸管ポリープ(良性)、チョコレート嚢胞、子宮腺筋症、子宮内膜症
	D3	尿路結石(腎臓結石、尿管結石、膀胱結石)
内分泌系の疾患	E0	糖尿病・高血糖症
	E1	痛風
	E2	甲状腺機能亢進症(バセドウ病を含みます。)、甲状腺機能低下症、甲状腺炎、甲状腺腫・甲状腺腫瘍(良性)
血液・造血器系の疾患	F0	白血病、悪性リンパ腫、貧血、紫斑病
感染・寄生虫症	G0	結核(腎結核を除きます。)
	G1	腎結核
	G2	伝染性肝炎、ウイルス性肝炎※ ※A型・B型・C型肝炎は、G2とB1に重複して該当します。
	G3	細菌性心内膜炎
	G4	淋病、梅毒、その他の性病
神経・感覚器系の疾患	H0	てんかん、パーキンソン病、多発性硬化症、髄膜炎、脳膜炎、自律神経失調症、インフルエンザ脳症
	H1	筋ジストロフィー症、神経炎、神経痛、顔面神経障害、手根管症候群、重症筋無力症、ギランバレー症候群
	H2	白内障、緑内障、黄斑変性症、その他の目の疾患
	H3	中耳炎(慢性中耳炎を含みます。)、乳様突起炎、メニエール病、突発性難聴、耳鳴症
筋・骨格系の疾患	J0	脊椎カリエス、脊椎の捻挫・骨折、腰痛、腰部捻挫、椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、むち打ち症、脊椎症、腰椎症、頸椎症、脊柱管狭窄症、後縦靱帯骨化症、椎間板障害、腰椎分離・すべり症、脊椎分離・すべり症、突発性腰痛症(ギックリ腰)
	J1	膠原病※、骨髄炎(急性化膿性骨髄炎を含みます。)、半月板損傷、ばね指(手指屈指腱腱鞘炎)、特発性大腿骨頭壊死 ※ベーチェット病、全身性エリテマトーデス、強皮症、多発性筋炎・皮膚筋炎、結節性動脈周囲炎(結節性多発動脈炎)、混合性結合組織病、アレルギー性肉芽腫性血管炎(チャージ・ストラウス症候群)、側頭動脈炎をいいます。
	J2	骨関節炎、関節内障、変形性関節症

分類	疾病コード	疾病・症状名
外傷後遺症	K0	頭部外傷後遺症、脳挫傷
皮膚の疾患	L0	アトピー性皮膚炎、蜂窩織炎、带状疱疹、粉瘤(アテローム)
新生物	M0	悪性新生物(がん)(上皮内新生物を含みます。)
職業病	N0	職業病
精神障害	P0	認知症、アルコール・薬物使用による精神障害、統合失調症、妄想性障害、躁うつ病等の気分障害、抑うつ状態、神経症性障害(不安障害を含みます。)、ストレス関連障害(パニック障害、適応障害を含みます。)、摂食・睡眠障害、人格障害、詳細不明の精神障害
妊娠・出産にか かる疾患	Q1	妊娠及び産褥の中毒症、早産、流産、分娩及び産褥の敗血症、分娩の合併症、その他の妊娠・出産に関わる疾病
	Q2	上記Q1の疾病・症状のうち、告知日時点における妊娠によるもの
その他	R0	現在ご加入の契約の加入者証や、加入申込票「特定疾病対象外欄」に表示された疾病・症状

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。

万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。

「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

- | | |
|---|--------------------------------------|
| ☐ 保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。) | ☐ 保険金額(ご契約金額) |
| ☐ 保険期間(保険のご契約期間) | ☐ 保険料・保険料払込方法 |

2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。内容をよくご確認ください、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

① 皆さまがご確認ください。

- 加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？
「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。
*ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取り扱うことがあります。
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
 - 加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？
- *ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

② 以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。

- 支払基礎所得額(ご契約金額)は、平均月間所得額(ボーナスを含みます。)にパンフレット記載の割合を乗じた金額以下となるようなプランまたは口数でお申込みされていますか？
- 健康に関する告知が必要な方(新規加入の方、ご加入の内容を変更してご継続される方など)のみご確認ください。
被保険者(補償の対象となる方)の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入いただいていますか？

重要事項のご説明

契約概要のご説明(団体長期障害所得補償保険)

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約および保険契約者と引受保険会社との間で締結する「協定事項明細書(協定書)」(以下協定書といいます)等によって定まります。ご不明な点については代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1)商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)がケガまたは病気により就業障害となられた場合に被保険者が被った損害に対して保険金をお支払します。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

①	被保険者としてご加入いただける方	働いて収入(所得)を得ている方で、事前に保険契約者と協定した範囲の方のうち、始期日時点における年令がパンフレット記載の年令の方
	被保険者の範囲	加入申込票の被保険者欄に記載の方
②	親介護一時金支払特約の被保険者としてご加入いただける方	上記①の被保険者またはその配偶者の親のうち、始期日時点における年令がパンフレット記載の年令の方
	親介護一時金支払特約の被保険者の範囲	この特約の被保険者として加入申込票の特約被保険者欄に記入された方

(2)補償内容

保険金をお支払いする場合、および保険金をお支払いしない主な場合は、「保険金のお支払いについて」および「特約の説明」とおりです。詳細は普通保険約款・特約および保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書に基づきます。

①保険金をお支払いする場合(支払事由)とお支払いする保険金の額

「保険金のお支払いについて」および「特約の説明」をご参照ください。

②保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

「保険金のお支払いについて」および「特約の説明」をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3)セットできる主な特約およびその概要

「保険金のお支払いについて」および「特約の説明」をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約および保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書に基づきます。

(4)保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5)引受条件

ご加入いただく支払基礎所得額および保険金額の設定につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく支払基礎所得額および保険金額につきましては、パンフレットの保険金額欄および加入申込票等にてご確認ください。

①この保険の支払基礎所得額は、被保険者の加入する公的保険制度(健康保険法等の法律に基づく保険制度をいいます)による給付内容を勘案し、次のとおり設定してください。なお、支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額を超える場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

・支払基礎所得額(ご契約金額)は、平均月間所得額(ボーナスを含みます。)にパンフレット記載の割合を乗じた金額以下となるようなプランまたは口数となるよう設定してください。

②親介護一時金支払特約の保険金額は引受けの限度額があります。

2. 保険料

保険料は支払基礎所得額・保険金額・年令・性別・免責期間・てん補期間等によって決定されます。お客さまが実際にお払いいただく保険料につきましては、加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

パンフレットをご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みしていただくべき保険料のお払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明(団体長期障害所得補償保険)

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約および保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)

この保険は団体契約であることから、ご加入のお申込み後に、お申込みの撤回またはご加入の解除(クーリングオフ)を行うことはできません。

2. 告知義務等

(1)告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

- 被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いしないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

①他の保険契約等^(*)に関する情報

(*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

②被保険者の「生年月日」、「年令」、「性別」

③被保険者の健康に関する告知

【健康に関する告知について】

・被保険者(補償の対象者)の健康状況に関する質問事項(健康状況告知書質問事項)に正確にご回答ください。この質問事項に対するご回答は、口頭ではなく、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」に、必ず被保険者本人ご自身でご記入のうえ、「健康状況告知書質問事項回答欄」にご署名ください。

・健康に関する告知の内容によってはご加入をお引受けできない場合がありますのであらかじめご了承ください。

・ご加入をお引受けした場合でも、ご加入日^{(*)1}からその日を含めて12か月以内に就業障害になった場合で、就業障害の原因となった身体障害について、その被保険者が加入日の前日から遡及して12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき^{(*)2}は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

(*)1 新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。

(*)2 治療のための服薬および人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

親介護一時金支払特約 固有の取扱い	
健康に関する告知について(健康状況告知)	・基本補償部分の被保険者(子)が特約被保険者(親)を代理してご回答(ご記入・ご署名)してください。告知にあたっては、特約被保険者(親)について、ご存知の内容に基づきご回答いただくのではなく、この書面および「健康状況告知書質問事項」を特約被保険者(親)にご説明のうえ、質問事項に対するご回答をそのままご記入ください。 ・特約被保険者への確認方法についても「確認方法」欄にご記入ください。 ・健康に関する告知の内容によってはご加入をお引受けできない場合があります。
保険期間の開始前の発病等の取扱いについて	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時^(*)より前に要介護状態の原因となった事由が生じていた場合は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して365日以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。 (*)新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、同一の保険金を補償する加入タイプを継続加入される場合は、「継続加入されてきた最初のその保険金を補償する加入タイプのご加入時」をいいます。

(2)その他の注意事項

- 同種の危険を補償する他の保険契約等^(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求履歴欄にその内容を必ずご記入ください。

(*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは同じ被保険者について身体障害による就業障害に対して保険金が支払われる他の保険契約等(所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、いずれも団体契約、生命保険、共済契約を含みます。)をいいます。

- 保険金の受取人は、普通保険約款・特約に定めております。

- ご加入後、お申込人のご住所などを変更される場合は、遅滞なくご通知いただく必要があります。ご通知いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができないことになります。

- ご加入後、直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、代理店・扱者または引受保険会社へご通知ください。将来に向かって、支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額を、通知する直前の12か月における被保険者の所得の平均月間額まで減額することができます。

- 被保険者が保険契約者以外の方である場合に、保険契約者との別段の合意があるときを除き、被保険者は保険契約者にこの保険契約^(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約^(*)を解約しなければなりません。

(*)保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客さまへ

補償内容が同様の保険契約(団体長期障害所得補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、ご加入の要否をご判断のうえ、ご加入ください。

(注)1契約のみご加入した場合、ご加入を解約したときや、状況の変化により被保険者が補償の対象外となったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

＜補償が重複する可能性のある主なご契約＞

今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
団体長期障害所得補償保険	他の団体長期障害所得補償保険 所得補償保険

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、パンフレット記載の方法によりお払込みください。パンフレット記載の方法により保険料をお払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

「保険金のお支払いについて」および「特約の説明」をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目および協定書に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。

- ① 保険契約者、被保険者、保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的として身体障害等を発生させた場合
- ② 保険契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ③ 被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合
- ④ 親介護一時金支払特約をセットした場合、複数の保険契約に加入することで特約被保険者の保険金額の合計額が著しく過大となる
とき

など

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、パンフレット記載の方法によりお払込みください。パンフレット記載の方法により保険料をお払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除することがあります。

6. 失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合、または、被保険者がこの保険契約に基づき保険金が支払われる就業障害の原因となったケガや病気以外の原因によって、所得を得ることができるいかなる業務にも従事しなくなった場合もしくは従事できなくなった場合には、この保険契約は失効となります。この場合、未経過期間分の保険料を返還します。

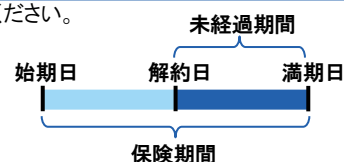
7. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、代理店・扱者または引受保険会社にご速やかにお申し出ください。

・脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。

ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。追加で請求したに関わらず、その払込みがない場合は、ご加入を解除することがあります。



8. 保険会社破綻時等の取扱い

「ご注意いただきたいこと」をご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

「個人情報の取扱いについて」をご参照ください。

10. 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となるときがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

(1) 現在のご契約について解約、減額などをする場合の不利益事項

多くの場合、現在のご契約の解約返れい金はお払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。

(2) 新たな契約(団体長期障害所得補償保険)をお申込みされる場合のご注意事項

① 新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受けできない場合があります。

② 新たな契約の保険期間の開始日より前に就業障害の原因となった身体障害を被っていた場合、保険金をお支払いできないことがあります。

③ 新たな契約の始期日における被保険者の年齢により計算した保険料^(*)を適用し、新たな契約の普通保険約款・特約を適用します。そのため、新たな契約の商品内容が、現在のご契約と異なることがあります。

(*) 保険料の改定により、同じ年齢でも保険料が異なる場合があります。

この保険商品に関するお問い合わせは

お渡しするパンフレットの【代理店・扱者】欄をご覧ください。

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」 0120-632-277(無料)

「チャットサポートなどの各種サービス」
<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

こちらからアクセスできます。



万一、ケガをされたり、病気になられた場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」
0120-258-189(無料)
事故は いち早く

指定紛争解決機関 注意喚起情報

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
〔ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)〕0570-022-808

- ・受付時間[平日 9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
- ・携帯電話からも利用できます。IP 電話からは 03-4332-5241 におかけください。
- ・おかけ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

生活サポートサービス

ご相談無料

日常生活に役立つさまざまなサービスを電話にてご利用いただけます。団体長期障害所得補償保険などにご加入のお客さまと
その同居のご家族の方専用サービスです。*メンタルヘルス相談は加入者ご本人のみが利用いただけます。詳しくは、代理店・
扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

健康・医療(※)

- 健康・医療相談(医師相談は一部予約制)
- メンタルヘルス相談
- 医療機関総合情報提供
- 診断サポートサービス(各種人間ドック機関紹介等)
- 三大疾病セカンドオピニオン情報提供
- 女性医師情報提供、女性医師相談(医師相談は一部予約制)

暮らしの相談 平日14:00~17:00

- 暮らしのトラブル相談(法律相談)
- 暮らしの税務相談
弁護士・税理士との相談は予約制
お客さまの行っている事業についてのご相談や、既に弁護士に対応
を依頼している案件、訴訟となっている案件についてのご相談は対
象となりません。また、引受保険会社の保険に関連するご相談は、
代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

介護 年中無休24時間対応

- 介護に関する情報提供
- 介護に関する悩み相談
- 公的介護保険で利用できるサービス等に関する相談

認知症・行方不明時の対応相談 年中無休 24時間対応

- 認知症に関する情報提供と悩み相談
- 認知症の方の行方不明時の対応に関する相談

情報提供・紹介サービス 平日10:00~17:00

- 子育て相談(12才以下)
- 暮らしの情報提供(冠婚葬祭、ボランティア情報)
- 安心な暮らしをサポートする事業者の紹介

健康・介護ステーション

インターネットにて健康・医療、介護に関する情報をご提供します。

URL: https://www.ms-ins.com/kenko_kaigo/

※メンタルヘルス相談: 平日9:00~21:00、土曜日10:00~18:00、メンタルヘルス相談以外: 年中無休24時間対応。○サービス受付の電話番号(通話料無料)は、
ご加入後にお届けする加入者証や案内状の案内などをご覧ください。○平日とは、土・日・祝日・年末年始を除いた月~金を行います。○お使いの電話回線に
より、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限ります。○本サービスは、引受保険会社の提携サービス会社にてご提供します。海外
に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。○本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。